

平成30年度原子力総合防災訓練実施成果報告書 参考資料

第1節

- 資料1 平成30年度原子力総合防災訓練の概要
- 資料2 平成30年度原子力総合防災訓練の訓練内容
- 資料3 総合訓練の流れ
- 資料4 原子力緊急事態の危機管理体制（原子力災害対策マニュアル）
- 資料5 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応に係る組織体制
- 資料6 平成30年度原子力総合防災訓練 訓練項目等
- 資料7 原子力総合防災訓練までの段階的訓練
- 資料8 「2つのPDCAサイクル」による原子力防災体制の充実・強化

第2節

- 資料9 評価種別・方法
- 資料10 外部専門家・主な評価項目
- 資料11 訓練目的から評価に至る関係
- 資料12 訓練評価に基づく改善
- 資料13 訓練評価の全体像

第3節

1 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

2 国が参加主体となる訓練

警戒事態

- 資料14 住民避難に係る意思決定の流れ（警戒事態）
- 資料15 警戒事態要請文（大飯発電所）
- 資料16 警戒事態要請文（高浜発電所）
- 資料17 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部の統合
- 資料18 警戒事態におけるERCでの活動状況
- 資料19 警戒事態におけるOFCでの活動状況
- 資料20 警戒事態におけるEMCでの活動状況

施設敷地緊急事態

- 資料21 住民避難に係る意思決定の流れ（施設敷地緊急事態）
- 資料22 施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（福井県）
- 資料23 施設敷地緊急事態における避難の実施方針（福井県）
- 資料24 施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（京都府）
- 資料25 施設敷地緊急事態における避難の実施方針（京都府）
- 資料26 施設敷地緊急事態要請文（大飯発電所）
- 資料27 施設敷地緊急事態要請文（高浜発電所）

現地への国職員・専門家の緊急輸送

- 資料28 国の職員・専門家の緊急輸送
- 資料29 施設敷地緊急事態における中央合同庁舎第8号館での活動状況
- 資料30 施設敷地緊急事態におけるERCでの活動状況
- 資料31 施設敷地緊急事態におけるOFCでの活動状況
- 資料32 施設敷地緊急事態におけるEMCでの活動状況

全面緊急事態

- 資料33 住民避難に係る意思決定の流れ（全面緊急事態）

- 資料 3 4 全面緊急事態における防護措置の実施方針（福井県）
- 資料 3 5 全面緊急事態における避難の実施方針（福井県、おおい町、小浜市、高浜町）
- 資料 3 6 全面緊急事態における防護措置の実施方針（京都府）
- 資料 3 7 全面緊急事態における避難の実施方針（京都府、舞鶴市）
- 資料 3 8 全面緊急事態における防護措置の実施方針（滋賀県）
- 資料 3 9 全面緊急事態指示文
- 資料 4 0 全面緊急事態における官邸での活動状況
- 資料 4 1 全面緊急事態における E R C での活動状況
- 資料 4 2 全面緊急事態における O F C での活動状況
- 資料 4 3 全面緊急事態における E M C での活動状況

O I L 2

- 資料 4 4 一時移転等の実施方針（福井県小浜市）
- 資料 4 5 福井県小浜市住民の一時移転の概要
- 資料 4 6 一時移転指示文（福井県小浜市）
- 資料 4 7 一時移転等の実施方針（京都府舞鶴市）
- 資料 4 8 京都府舞鶴市住民の一時移転の概要
- 資料 4 9 一時移転指示文（京都府舞鶴市）
- 資料 5 0 一時移転等の実施方針（滋賀県高島市）
- 資料 5 1 滋賀県高島市住民の一時移転の概要
- 資料 5 2 一時移転指示文（滋賀県高島市）
- 資料 5 3 一時移転等における E R C での活動状況
- 資料 5 4 一時移転等における O F C での活動状況
- 資料 5 5 一時移転等における E M C での活動状況

3 関係地方公共団体が参加主体となる訓練

3. 1 P A Z 内施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練

- 資料 5 6 P A Z 内要避難者の避難実施結果（小学校、保育所）
- 資料 5 7 P A Z 内要避難者の避難実施結果（病院、社会福祉施設）
- 資料 5 8 P A Z 内要避難者の避難実施結果（福井県）（在宅要避難者）
- 資料 5 9 P A Z 内要避難者の避難実施結果（京都府）（在宅要避難者）

3. 2 P A Z 内住民の避難等実施訓練

- 資料 6 0 P A Z 内住民の避難実施結果（福井県おおい町、小浜市）
- 資料 6 1 P A Z 内住民の避難実施結果（福井県高浜町）
- 資料 6 2 P A Z 半島部内における実動機関による住民避難等（個別訓練）の実施結果（福井県）
- 資料 6 3 P A Z 内における急病人搬送等（個別訓練）の実施結果（福井県高浜町）
- 資料 6 4 P A Z 内住民の避難実施結果（京都府舞鶴市）

3. 3 U P Z 内住民の屋内退避実施訓練

3. 4 U P Z 内一部住民の一時移転実施訓練

- 資料 6 5 U P Z 内一部住民の一時移転等の実施結果（福井県）
- 資料 6 6 U P Z 内一部住民の一時移転等（個別訓練）の実施結果（福井県）
- 資料 6 7 U P Z 内一部住民の一時移転等の実施結果（京都府）
- 資料 6 8 U P Z 内一部住民の一時移転等の実施結果（滋賀県）

3. 5 原子力災害医療訓練

- 資料 6 9 原子力災害医療訓練の実施結果（福井県立病院）

3. 6 交通規制・警戒警備訓練

資料 7 0 交通規制・警戒警備訓練の実施結果

3. 7 ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練

資料 7 1 ヘリコプター及び船舶等による映像伝送

4 原子力事業者が参加主体となる訓練

資料 7 2 原大飯発電所・高浜発電所での活動状況

資料 7 3 原子力事業所災害対策支援拠点での活動状況

5 要素訓練

資料 7 4 O F Cでの要素訓練の実施状況

資料 7 5 E M Cでの要素訓練の実施状況

別添資料 平成 3 0 年度原子力総合防災訓練 住民アンケート報告書

1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認

原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認

「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証

訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善

原子力災害対策に係る要員の技能の習熟等

2 実施時期

平成30年8月25日(土)、26日(日)

3 訓練の対象となる原子力事業所

関西電力株式会社 大飯発電所及び高浜発電所

4 参加機関等

政府機関:内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体:福井県、京都府、滋賀県、おおい町、小浜市、高浜町、舞鶴市、若狭町、美浜町、綾部市、南丹市、京丹波町、福知山市、宮津市、伊根町、京都市、高島市ほか関係市町村

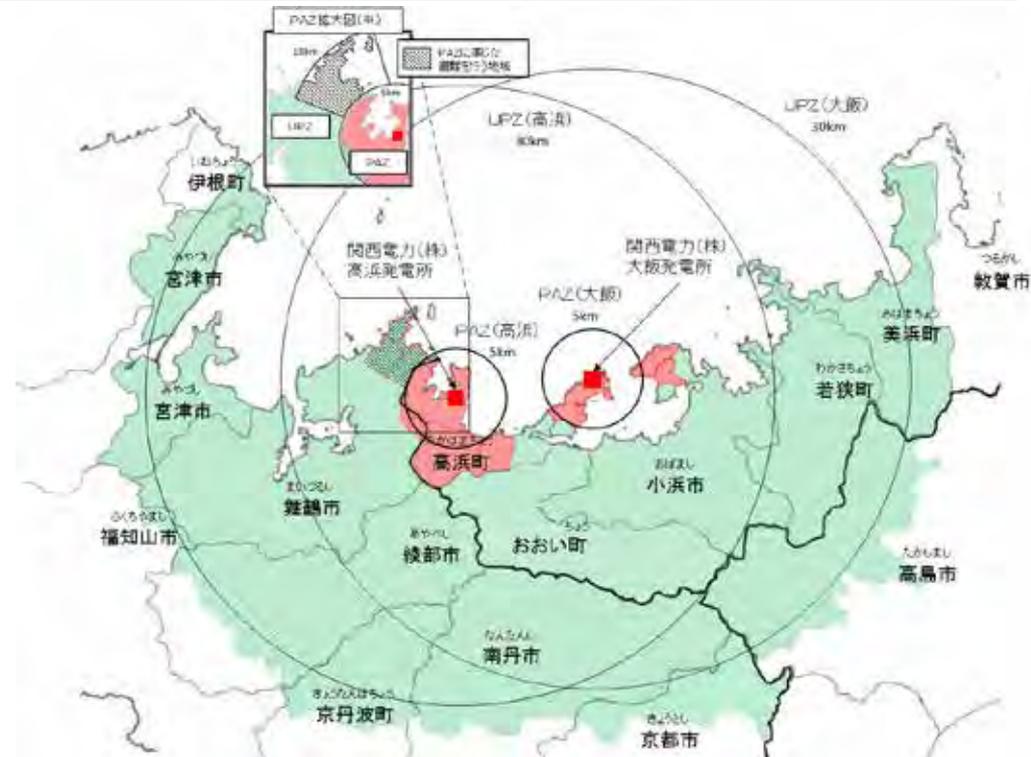
事業者:関西電力株式会社

関係機関:量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

5 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、両発電所を対象に以下の訓練を実施

- (1) 迅速な初動体制の確立訓練
- (2) 中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練
- (3) 府県内外への住民避難、屋内退避等の実動訓練



PAZ(予防的防護措置を準備する区域):Precautionary Action Zone
UPZ(緊急防護措置を準備する区域):Urgent Protective Action Planning Zone
舞鶴市のUPZ内の大浦半島の一部の住民については、避難経路がPAZ境界周辺を通ることから、PAZに準じた避難を行うこととしている。

平成30年度原子力総合防災訓練の訓練内容

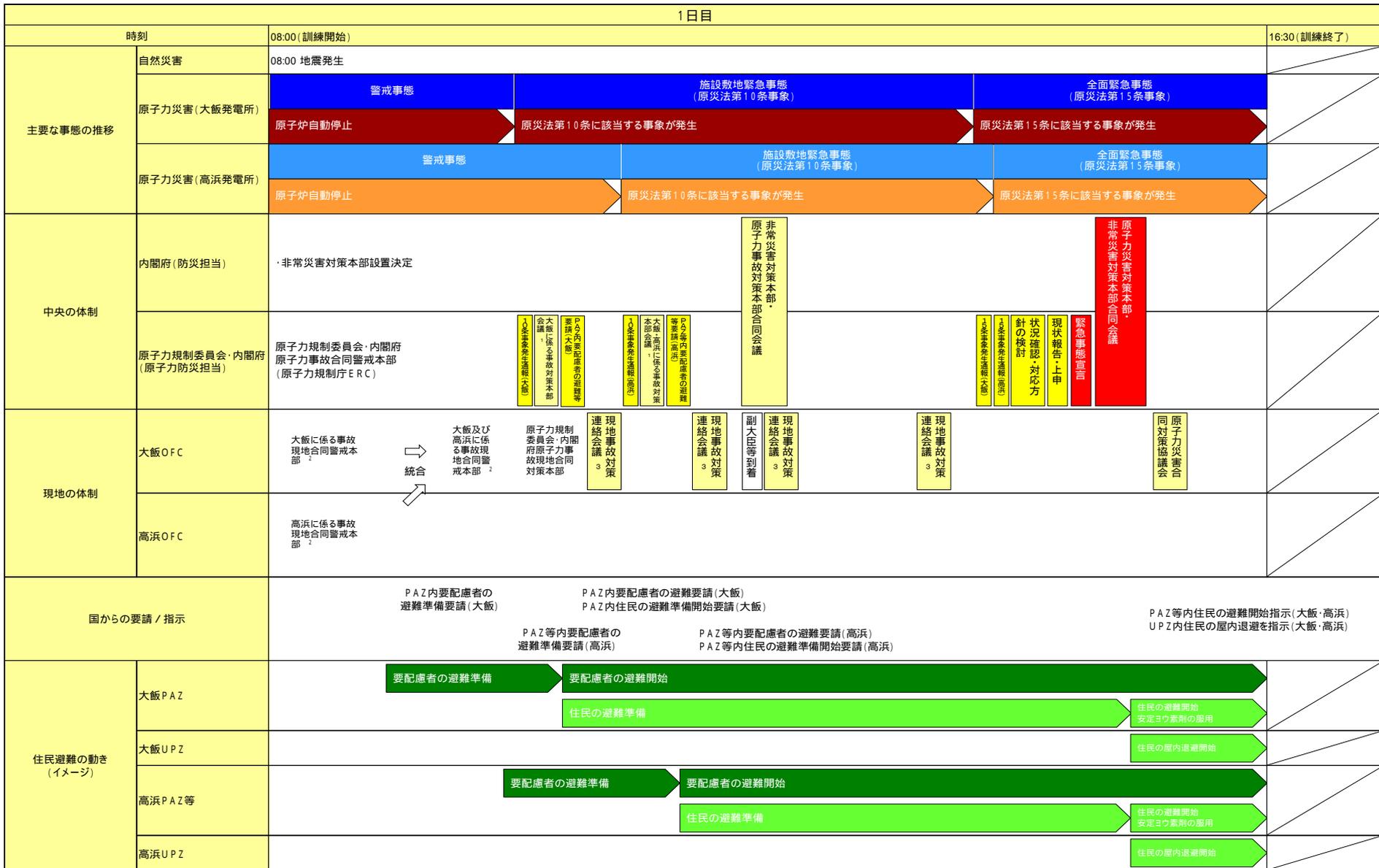
資料2

	1日目	2日目
午前	地震発生により警戒事態発生	<p style="text-align: center;">全面緊急事態への対応 (府県内外への住民避難、屋内退避等の実動訓練等)</p> <p>< 機能別訓練 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の住民の避難 ・UPZ内住民の屋内退避 <p>< 機能別訓練 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング ・UPZ内住民の一時移転
	<p style="text-align: center;">警戒事態への対応 (迅速な初動体制の確立訓練)</p>	
施設敷地緊急事態発生		
<p style="text-align: center;">施設敷地緊急事態への対応 (中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練)</p> <p>原子力規制委員会・内閣府原子力事故対策本部会議運営 複合災害に対応した非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議運営 PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の要配慮者の避難</p>		
午後	全面緊急事態発生	
	<p style="text-align: center;">全面緊急事態への対応 (中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練)</p> <p>15条事象発生報告・上申 緊急事態宣言 複合災害に対応した原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議運営</p>	

事業者訓練(事態収束活動)

総合訓練の流れ(1日目)

資料3-1



1 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議
 2 原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地合同警戒本部
 3 原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地合同対策本部及び現地事故対策連絡会議合同会議
 4 PAZ等：PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域

総合訓練の流れ(2日目)

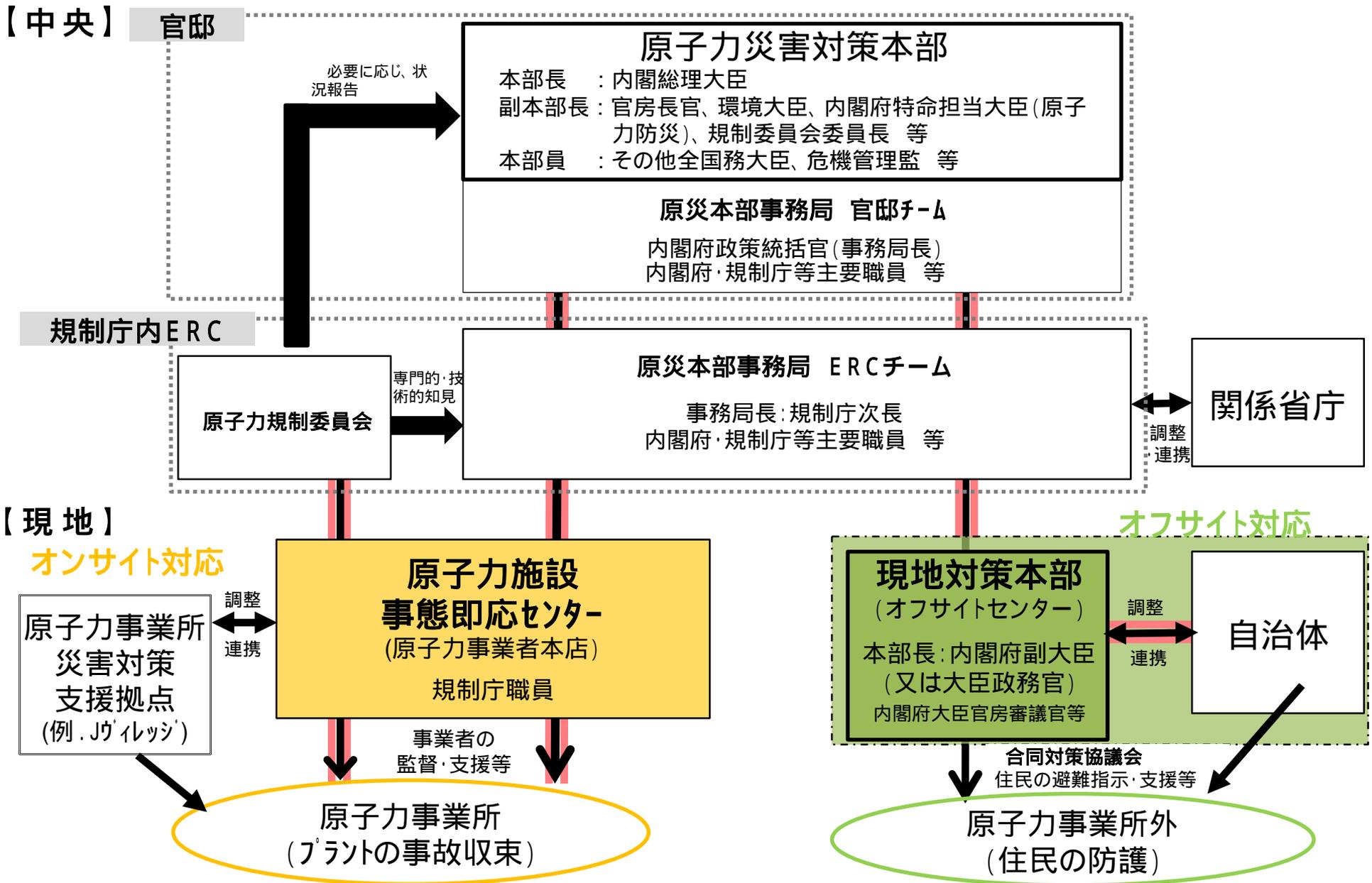
資料3-2

2日目

時刻		08:30(訓練開始)	16:00(訓練終了)
中央の体制	官邸	訓練に関する機能班がERCで活動	
	ERC ²	現地との情報の伝達等を実施	
現地の体制	OFC ²	<div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; display: inline-block;"> 原子力災害 合同対策 協議会 </div>	
	府県	<div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; display: inline-block;"> 原子力災害 合同対策 協議会 ・UPZ内住民の一時 移転の実施方針の確 認 </div>	
主な訓練項目			
PAZ等内の住民の 避難等実施訓練	実施の流れ		
	実施概要	・避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ、安定ヨウ素剤の服用の実施 個別の想定に基づき実施	
UPZ内住民の 屋内退避実施訓練	実施の流れ		
	実施概要	・UPZ内住民の屋内退避の実施	
UPZ内一部住民の 一時移転等実施訓練	実施の流れ		
	実施概要	・避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ、安定ヨウ素剤の緊急配布、避難退域時検査、簡易除染の実施 個別の想定に基づき実施	

1 PAZ等: PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域

2 ERC及びOFCの各機能班等が、それぞれ課題を設定して個別の要素訓練等を実施



訓練項目		訓練目標	主要活動項目
国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練	緊急時体制確立訓練	初動体制を迅速に確立し初期対応を的確に実施するため、両発電所を対象とした原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、同事故合同対策本部、原子力災害対策本部等の設置等ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・本部活動 ・本部会議
	オフサイトセンター運営訓練	OFCの運営(原子力災害合同対策協議会の運営を含む。)を通じて、防護措置に係る関係地方公共団体との具体的対策の検討、調整等ができる。また、事態の進展に応じて、現地本部の統合、一元的な本部運営等ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・本部活動 ・機能班活動 ・全体会議
	情報共有及び意思決定訓練	テレビ会議システム等を活用し、事態の進展に応じて、中央と現地組織が必要な情報共有等を図るとともに、各拠点間の連絡、調整により各事態における防護措置の実施方針等について意思決定等ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ・報告、連絡 ・意思決定
	緊急時モニタリング実施訓練	緊急時モニタリング実施計画等の立案や意思決定を行うとともに、関係機関及び原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリングができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・実施計画の立案 ・意思決定 ・モニタリング ・測定報告
	広報対応訓練	官邸、原子力規制庁緊急時対応センター、OFC等の各拠点間で情報共有を行うとともに、プレス公表資料の配付・説明、記者会見の実施等、外部への情報発信等を継続的に滞りなく実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・国民への情報提供 ・記者会見 ・情報共有

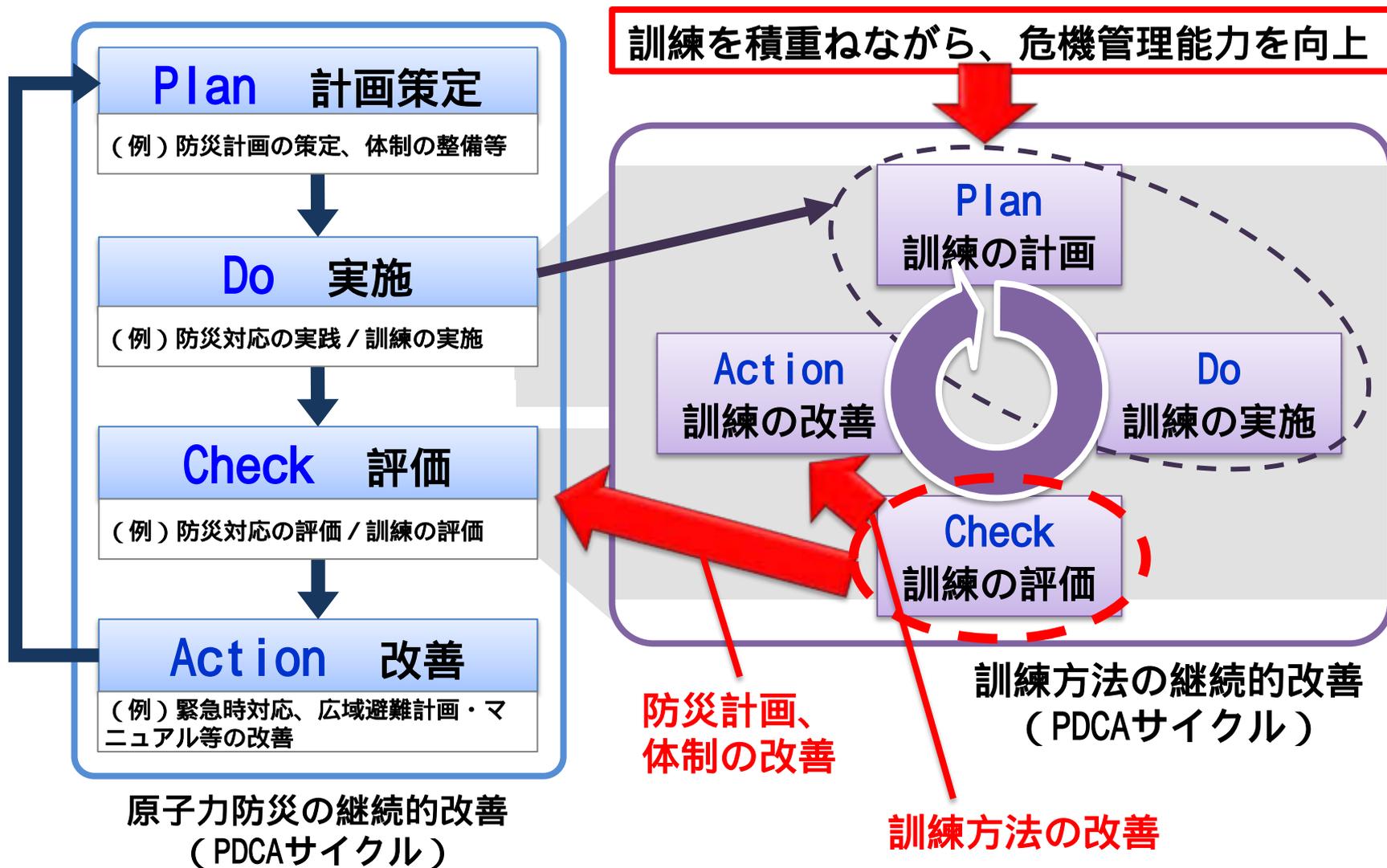
訓練項目		訓練目標	主要活動項目
国が参加主体となる訓練	現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練	内閣府副大臣(原子力防災担当)、内閣府幹部等を現地に派遣するに当たり、関係省庁が連携し、両発電所の事態進展を勘案しつつ、輸送手段及び輸送経路を調整した上で、緊急輸送の実施ができる。この際、派遣要員との情報共有が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> 輸送手段の調整 輸送経路の確認 緊急輸送
	原子力災害対策本部等の運営訓練	警戒事態発生に伴う原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、施設敷地緊急事態発生に伴う同事故合同対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を、両発電所を対象として設置するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議の開催も含め、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡調整、意思決定等が実施できる。また、事態の進展に応じて、現地本部の統合の判断が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> 要員参集 本部活動 自然災害に係る対策本部との合同会議 情報共有、連絡、意思決定及び広報 住民の避難等に係る計画立案及び意思決定 地方公共団体への指示
	海外対応訓練	原子力事故の早期通報条約の枠組みによる国際通報やその他海外関係機関への情報共有等が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> 国際通報 情報共有

	訓練項目	訓練目標	主要活動項目
関係地方公共団体が参加主体となる訓練	災害対策本部等の運営訓練	発電所の事故進展に応じて、関係地方公共団体において災害対策本部等を設置し、地域防災計画等に基づく応急対策を実施するとともに、テレビ会議システム等を活用し、ERCとOFCとの間で継続的な情報共有ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・本部活動
	PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練	施設敷地緊急事態発生 of 通報を受け、大飯・高浜のPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行い、避難等が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・要避難者の情報収集・伝達 ・避難先の調整、輸送手段の確保 ・要避難者の避難
	PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の住民の避難等実施訓練	原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、大飯・高浜のPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の住民について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行うとともに、安定ヨウ素剤の服用を行った上で、府県内外への避難等が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示伝達 ・避難先の調整、輸送手段の確保 ・避難、緊急配布・服用
	UPZ内住民の屋内退避実施訓練	原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、大飯・高浜のUPZ内の住民等の屋内退避や各機関の情報伝達等ができる。あわせて、屋内退避の意義等の理解促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避指示伝達 ・物資輸送体制構築 ・各機関への情報伝達
	UPZ内一部住民の一時移転実施訓練	OIL2の基準を超過したことに伴い、大飯・高浜のUPZ内で屋内退避中の一部住民について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行い、府県内外のUPZ外への一時移転が実施できる。あわせて、各機関への情報伝達及び一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行うとともに、避難退域時検査場所を設置し、一時移転に伴う人員及び車両の避難退域時検査並びに簡易除染が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・一時移転指示伝達 ・各機関への情報伝達 ・安定ヨウ素剤の緊急配布 ・避難退域時検査等
	原子力災害医療訓練	OIL2の判断に基づき一時移転する住民が経路上において受傷したことを想定し、消防機関への通報から搬送先及び搬送手段の調整を含む情報伝達ができる。また、救急車等による搬送を行い、搬送先の医療機関において、傷病者の汚染検査、除染及び救急処置ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達 ・救急処置
	交通規制・警戒警備訓練	警察、海上保安庁等による交通規制、船舶航行規制や道路管理者による道路状況の確認等ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制 ・警戒警備
	ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練	現地の活動や避難状況について、ヘリテレ映像等を関係機関に伝送し、国と関係地方公共団体との間で情報共有ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリテレ伝送システムによる情報収集 ・各機関への情報共有

訓練項目		訓練目標	主要活動項目
原子力事業者が参加主体となる訓練	対策本部運営訓練	地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、本店、大飯発電所及び高浜発電所に対策本部を設置し、緊急事態応急対策を指揮するとともに、テレビ会議システム等を活用し、発電所と本店、本店と中央との間で継続的な情報共有ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置、運営 ・ERCプラント班との情報連携
	通報連絡訓練	地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、原子力事故等の状況について関係機関への通報連絡が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への連絡
	警備・避難誘導訓練	発電所構内作業員等の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、発電所敷地内の立入制限が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員等への避難周知・誘導 ・発電所への立入り制限の指示
	原子力災害医療訓練	発電所構内における放射性物質汚染を伴う傷病者に対する汚染除去等の応急措置及び関係機関と連携し医療機関への搬送等が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救助 ・汚染状況の確認・汚染拡大防止措置 ・管理区域外への搬出 ・医療機関との連携
	事故収束訓練	施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、発電所が保有する重大事故等対処設備を活用した事故拡大防止措置が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・事故収束活動
	原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練	原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営を行い、本店、O F C等との情報共有ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材運搬 ・原子力事業所災害対策支援拠点の設営及び運営 ・本店対策本部との連携
	原子力事業者支援連携訓練	原子力災害時における原子力事業者間の協力協定等の取決めに基づき、施設敷地緊急事態発生に伴う要員派遣、資機材提供の支援要請連絡、原子力緊急事態支援センターから提供を受けた資機材の発電所への搬送等が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・支援要請 ・資機材確保、要員派遣 ・現場偵察用無線ロボットの操作

原子力総合防災訓練までの段階的訓練

連番	時期	訓練名	目的・狙い	主要訓練項目	参加者					保有練度のイメージ		
					内原防・規制庁			関係省庁	自治体	(低)	(高)	
					官邸	ERC	OFC					
1	4月16日	説明会・準備訓練	総合防の訓練予定等について説明し、関係者の認識を統一（官邸要員、ERC要員、OFC要員に区分して3回実施）	<ul style="list-style-type: none"> 総合防までの訓練予定 総合防での主要訓練事項 会議資料の作成予定等 						知識基礎	対応初期	
	4月19日											
	4月19日											
2	4月23日	初動対応訓練(実習・机上)	拠点(官邸・ERC)の立上、初期対応について練度を向上	<ul style="list-style-type: none"> 拠点の立上げ 初期対応 						機能班の活動	の運営	
3	5月21日	機能班単位訓練(机上)	4つの場面（AL、SE、GE、放射性物質放出以降）における災害イメージ、拠点、機能班、班員の対応等について理解（官邸要員、ERC要員、OFC要員に区分して3回実施）	4つの場面における <ul style="list-style-type: none"> 災害イメージ、拠点・機能班の主な実施事項、班員の主な実施事項等 会議資料の作成手順・留意点等 								
	5月21日											
	6月13日											
4	5月31日	拠点運営訓練(実習)	各拠点(官邸、ERC、8号館、OFC等)の運営について練度を向上（中央(官邸・ERC等)、現地(OFC等)に区分して2回実施)	<ul style="list-style-type: none"> 拠点の運営 機能班の活動 機能班間の連携 						の運営	の拠点	
	6月14日											
5	7月24日、25日	拠点運営・連携訓練(実習)	各拠点の運営及び中央(官邸、ERC、中央合同庁舎8号館)と現地(大飯OFC、高浜OFC、各自治体及び原子力事業者)の拠点間の連携について、練度の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な初動体制の確立 中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定(避難等に係る実動は実施しない) 						現地の連携	中央と	
6	8月25日、26日	原子力総合防災訓練(実習)	国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制等の実効性の確認等	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な初動体制の確立 中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定 住民避難等の実動 								集大成



評価種別	評価方法	評価者	評価内容（概要）
自己評価	直後レビュー	官邸・ERC・OFC・自治体訓練参加者	<ul style="list-style-type: none"> 参加者同士の訓練の振り返り、討議を通じた評価
	アンケート	官邸・ERC・OFC・自治体訓練参加者	<ul style="list-style-type: none"> 参加者の役割に応じた手順の理解度、達成度等の自己評価
外部評価	評価員評価	原子力防災専門官 上席放射線防災専門官 委託評価員 官邸・ERC・OFC等に配置	<ul style="list-style-type: none"> ERC、OFC機能班内・機能班間、各拠点間の連携等の対応状況の評価 訓練方法の評価
	専門家レビュー	外部専門家 災害対応マネジメント、危機管理、環境影響評価、放射線計測、災害対応航空技術、原子力災害医療等 ERC・OFC等に配置	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理、放射線モニタリング等各専門家の専門領域に応じた評価 訓練方法の評価

外部専門家・主な評価項目 (1/2)

資料10-1

所属	氏名	専門分野	主な評価項目（視点）
国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 調布航空宇宙センター	小林 啓二	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対応航空技術、防災 (経歴) ・ 宇宙航空研究開発機構航空技術部門 次世代航空イノベーションハブ主任研究 開発員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害を含む大規模複合災害時の情報共有の在り方、 集結した航空機等の資源運用、今後の課題 (評価場所：官邸、ERC、8号館、OFC)
(公財)原子力安全 研究協会	片桐 裕実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価(モニタリング) (経歴) ・ 元原子力緊急時支援・研修センター長 ・ JANSI「原子力防災訓練ガイドライン検 討会」委員 ・ 原子力安全・保安院「オフサイトセン ターの在り方に関する意見聴取会」委員 ・ 原子力規制庁「緊急時モニタリングの在 り方に関する検討チーム」委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ERCの果たすべき役割(県災害対策本部等との連携の 在り方、今後の課題等) (評価場所：官邸、ERC)
国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構 福島研究開発部門 福島研究開発拠点 福島環境安全セン ター	武石 稔	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境放射線モニタリング (経歴) ・ 福島環境安全センターにて福島環境回 復に関する業務に従事 ・ 技術士(原子力・放射線部門) ・ 原子力規制庁「環境放射線モニタリン グの技術検討チーム」メンバー ・ 原子力規制委員会「緊急事態応急対策委 員」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時モニタリング体制(仕組み)の実効性、今後の課 題 (評価場所：EMC)
国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構 放射線医学総合研 究所	立崎 英夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害医療 (経歴) ・ 量子科学技術研究開発機構 放射線医学 総合研究所被ばく医療センター セン ター長 ・ 元原子力安全委員会専門委員 ・ 元原子力規制委員会原子力災害事前対策 の在り方等に関する検討チームメンバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害時の医療処置に関すること ・ 医療提供体制の実効性の検証及び課題の抽出 ・ 医療処置時の放射線防護・汚染拡大防止措置の検証 (評価場所：県災害対策本部、県立病院等)

外部専門家・主な評価項目 (2/2)

資料10-2

所 属	氏 名	専門分野	主な評価項目 (視点)
岩手大学	越野 修三	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理、防災 (経歴) ・ 元岩手県防災危機管理監 ・ 内閣府(防災) 防災スペシャリスト養成研修講師 ・ 内閣府(原子力防災)中核的人材研修講師 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の指揮・統制 <p>(評価場所:自治体災害対策本部、OFC)</p>
横浜国立大学	野口 和彦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理(原子力緊急時対応)、リスクマネジメントシステム (経歴) ・ 横浜国立大学リスク共生社会創造センター長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力緊急時対応 ・ 訓練の方法(方式、内容等)、今後の課題 <p>(評価場所:OFC)</p>
(株)日本防災デザイン	熊丸 由布治	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理、災害対応マネジメント、消防戦術、NFPA、FEMA等の有資格者 (経歴) ・ (社)災害対応訓練研究所代表理事 ・ 前在日米陸軍統合消防次長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国基準(オンサイト訓練)との比較等 ・ 原子力災害対策本部事務局での緊急時対応業務の在り方及び関係機関との相互連携について ・ 今後の課題(特に、インシデント・コマンド・システムの概念の更なる組織への浸透) <p>(評価場所:原子力施設事態即応センター、支援連携拠点、OFC(2日目))</p>
(株)三菱総合研究所	石井 和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理(原子力防災、一般防災)、リスクマネジメント、訓練設計 (経歴) ・ 三菱総合研究所 科学・安全事業本部 主席研究員 産業セキュリティグループ グループリーダー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部等の運営の在り方 ・ 訓練運営・評価の在り方、今後の課題 <p>(評価場所:OFC、県現地本部、避難等の実動拠点)</p>

訓練目的

訓練目的の設定が最も重要

企画立案

評価立案

評価実施・改善

訓練項目

訓練項目ごとの
目標

主要活動項目

実績目標

実績評価

活動検証要素

評価基準

プロセス評価

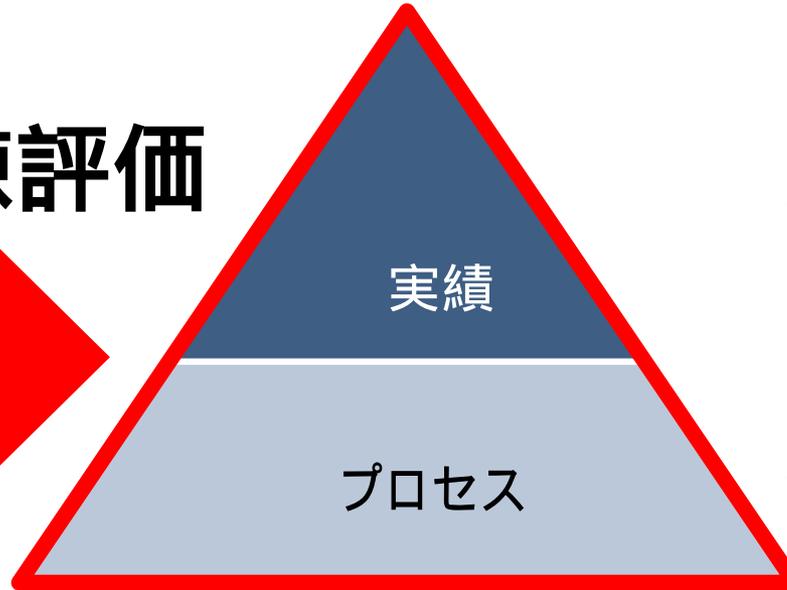
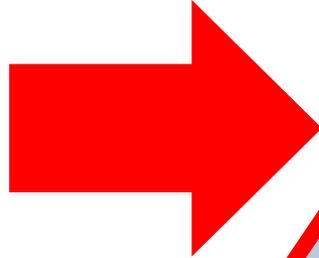
成立要件
(能力、計画、リソース等)

要因分析

総合評価

防災計画 / 体制
/
訓練方法の改善

訓練・訓練評価



主要活動項目

実績目標

検証要素

評価基準

平時の防災対策



成立要件

能力（組織）

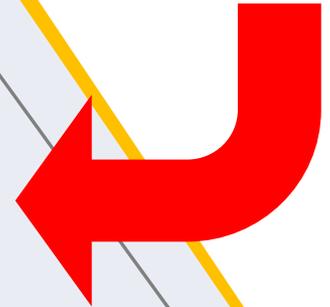
情報管理 / 認識共有・状況予測 /
意思決定 / 指揮統制 / 組織間連携

能力（個人）

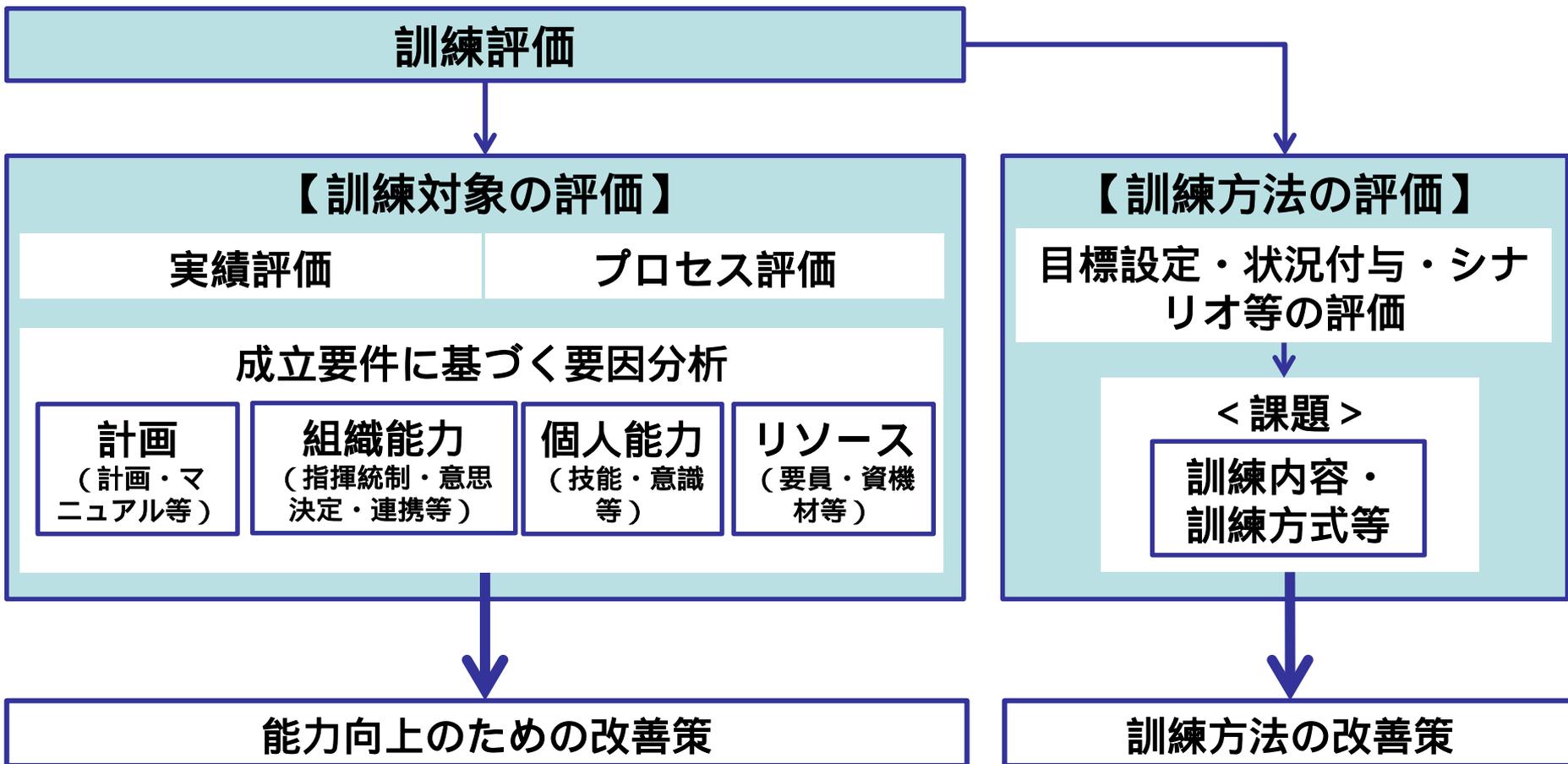
活動手順の理解 / 機器操作等への習熟

計画・マニュアル、訓練等

リソース
(要員・資機材)



改善



住民避難に係る意思決定の流れ(警戒事態)

主要イベント	官邸	ERC	OFC	福井県	おおい町	小浜市	高浜町	京都府・舞鶴市	滋賀県・高島市
8/25 08:00 地震発生 08:50 道路被災情報 福井県、京都府、滋賀県の土砂崩れ等通行止め情報 09:20 大飯地域要避難者要請文発出		大飯地域施設敷地緊急事態要避難者への避難準備要請		対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請			
	現地本部統合の決定	現地本部統合指示(案)							
		現地本部統合指示	大飯OFCに大飯発電所及び高浜発電所に関する現地警戒本部を統合	現地警戒本部の統合	現地警戒本部の統合	現地警戒本部の統合	現地警戒本部の統合	現地警戒本部の統合	現地警戒本部の統合
		高浜地域施設敷地緊急事態要避難者への避難準備要請		対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請
				施設敷地緊急事態における実施方針(案)の策定				実施方針案の確認	実施方針案の確認
TV会議(ERC、福井県、小浜市、高浜町、京都府、舞鶴市、滋賀県、高島市)×2回 施設敷地緊急事態における実施方針(案)の決定									
10:10 原災法10条通報(大飯)	大飯発電所に関する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議 ・要請文発出を決定、実施方針の確認			対象住民への避難要請、避難等準備要請	対象住民への避難要請、避難等準備要請	対象住民への避難要請、避難等準備要請	対象住民への屋内退避準備要請	対象住民への屋内退避準備要請	対象住民への屋内退避準備要請
10:15 施設敷地緊急事態要避難者への避難準備要請 住民の避難準備要請	大飯地域施設敷地緊急事態要避難者への避難準備要請 ・全面緊急事態に備えた避難等の準備要請								
第1回現地事故対策連絡会議 大飯地域施設敷地緊急事態における実施方針の確認									
11:00 原災法10条通報(高浜)	高浜発電所に関する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議 ・要請文発出を決定、実施方針の確認			対象住民への避難要請、避難等準備要請	対象住民への避難要請、避難等準備要請	対象住民への避難要請、避難等準備要請	対象住民への避難要請、避難等準備要請	対象住民への避難要請、避難等準備要請	対象住民への屋内退避準備要請
11:15 PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難等要請 PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の住民の避難準備要請	高浜地域施設敷地緊急事態要避難者への避難準備要請 ・全面緊急事態に備えた避難等の準備要請		福井県副知事、京都府副知事到着						
第2回現地事故対策連絡会議 高浜地域施設敷地緊急事態における実施方針の確認									
非常災害対策本部会議・原子力事故合同対策本部会議(内閣府8号棟) ・情報共有、10条事象、避難要請等の説明、被害状況、現地活動状況、今後の対応、活動部隊への留意事項、プラント状況・見直し、モニタリング情報等									
			内閣府副大臣(原子力防災担当)OFC到着(OFCの体制確立) 全面緊急事態における実施方針(案)の策定	実施方針案の確認	実施方針案の確認	実施方針案の確認	実施方針案の確認	実施方針案の確認	実施方針案の確認
第3回現地事故対策連絡会議 施設敷地緊急事態に伴う状況報告、全面緊急事態における実施方針(案)の決定									
14:00 原災法15条通報(大飯) 14:10 原災法15条通報(高浜) 14:35 総理への上申	公示・指示発出 原子力緊急事態宣言			対象住民への避難指示	対象住民への避難指示	対象住民への避難指示	対象住民への避難指示	対象住民への屋内退避指示	対象住民への屋内退避指示
14:55 原子力緊急事態宣言 PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の住民の避難指示 安定ヨウ素剤服用指示	原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議								
第4回合同対策協議会全体会議 全面緊急事態における実施方針の確認、各市町準備状況報告									

言 練

要 請

平成 30 年 8 月 25 日 9 時 4 分

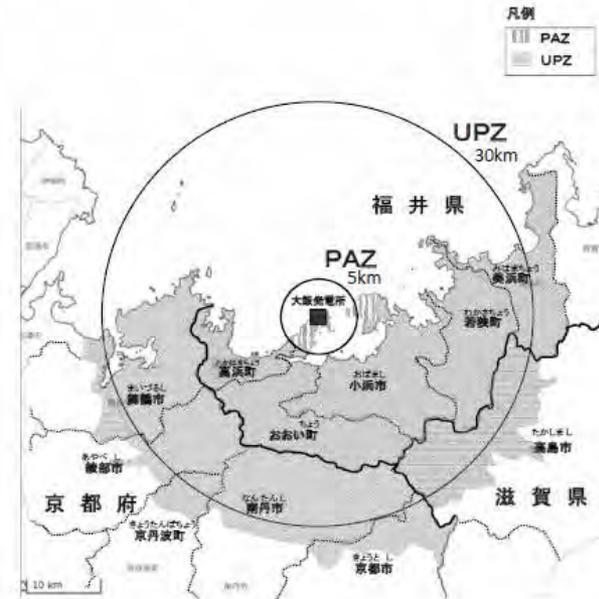
- 福井県知事 殿
- 京都府知事 殿
- 滋賀県知事 殿
- おい町長 殿
- 小浜市長 殿
- 高浜町長 殿
- 若狭町長 殿
- 美浜町長 殿
- 京都市長 殿
- 舞鶴市長 殿
- 綾部市長 殿
- 南丹市長 殿
- 京丹波町長 殿
- 高島市長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

関西電力株式会社大飯発電所第3号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

- ・関西電力株式会社大飯発電所のPAZに該当する市町の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備を実施すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を実施すること。
- ・関西電力株式会社大飯発電所のPAZに該当する市町の住民であって施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。
- ・福井県、京都府及び滋賀県は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を実施すること。
- ・関西電力株式会社大飯発電所のPAZ及びUPZに該当する市町の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

参 考



区分	県名	市町名
PAZ	福井県	おい町の一部()
		小浜市の一部()
UPZ	福井県	おい町の全域(を除く)
		小浜市の全域(を除く)
		高浜町の全域
		若狭町の全域
	京都府	美浜町の全域
		京都市の一部
		舞鶴市の一部
		綾部市の一部
		南丹市の一部
		京丹波町の一部
滋賀県	高島市の一部	

警戒事態要請文(高浜発電所)

言 文 結 束

要 請

平成 30 年 8 月 25 日 10 時 4 分

- 福井県知事 殿
- 京都府知事 殿
- 滋賀県知事 殿
- 高浜町長 殿
- おおい町長 殿
- 小浜市長 殿
- 若狭町長 殿
- 舞鶴市長 殿
- 福知山市長 殿
- 綾部市長 殿
- 宮津市長 殿
- 南丹市長 殿
- 京丹波町長 殿
- 伊根町長 殿
- 高島市長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

関西電力株式会社高浜発電所第4号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

- ・関西電力株式会社高浜発電所のPAZ及びPAZに準じた避難を実施する地域に該当する市町の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備を実施すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を実施すること。
- ・関西電力株式会社高浜発電所のPAZ及びPAZに準じた避難を実施する地域に該当する市町の住民であって施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。
- ・福井県、京都府及び滋賀県は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を実施すること。
- ・関西電力株式会社高浜発電所のPAZ、PAZに準じた避難を実施する地域及びUPZに該当する市町の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

参 考



区分	県名	市町名
PAZ	福井県	高浜町の一部()
	京都府	舞鶴市の一部()
PAZに準じた防護措置を実施する地域	京都府	舞鶴市の一部()
UPZ	福井県	高浜町の全域(を除く)
		おおい町の全域
		小浜市の全域
		若狭町の一部
	京都府	福知山市の一部
		舞鶴市の全域(及び を除く)
		綾部市の一部
		宮津市の全域
		南丹市の一部
		京丹波町の一部
滋賀県	伊根町の一部	
高島市	高島市の一部	

訓練

大飯発電所における事故及び高浜発電所における事故に対する原子力規制委員会及び内閣府による現地本部の設置について

平成30年8月25日10時03分

原子力規制委員会・内閣府

原子力事故合同警戒本部長

関西電力株式会社大飯発電所3号機及び関西電力株式会社高浜発電所4号機がほぼ同じタイミングで施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に至る可能性が否定できないことから、国の要員等の参集が地理的に容易な福井県大飯原子力防災センターにおいて、大飯発電所における事故及び高浜発電所における事故に対して一元的に対応することとした。

なお、今後、事態が進展した場合においても同様に、福井県大飯原子力災害防災センターにおいて一元的に対応することを基本とする。

これを踏まえ、福井県大飯原子力防災センターに、大飯発電所に係る原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部と高浜発電所事故に係る原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を統合した、大飯発電所事故及び高浜発電所事故に係る原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置した。

(以上)



住民安全班の活動



運営支援班の活動



プラント班から医療班へ負傷者情報の連絡



プラント班の初動対応



医療班の活動



広報班と国際班の調整



地図を使用した情報共有



オフサイト総括の初動対応



原子力防災専門官によるOFC立ち上げ指示



機器等の立ち上げ



住民安全班の活動



館内放送にてプラント状況の共有



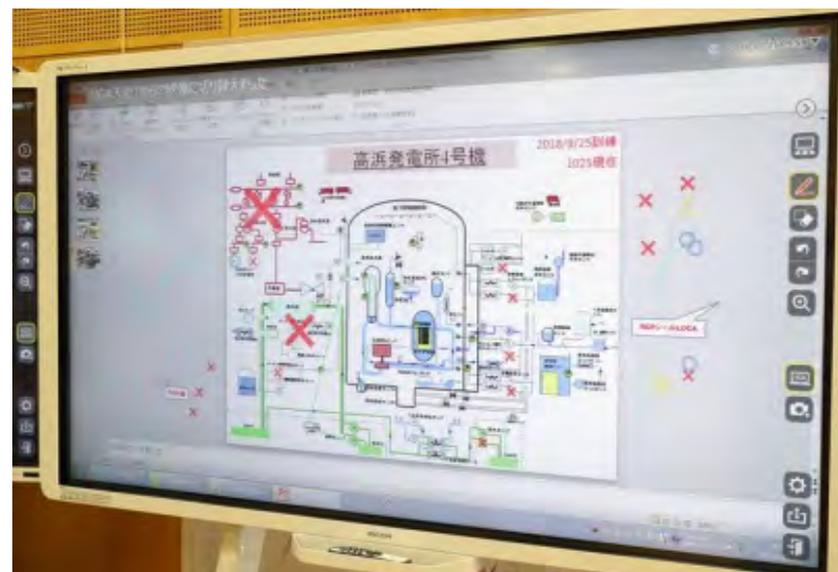
主要活動ボードへの記録



実動対処班からの報告



プラント状況の確認





上席放射線防災専門官によるEMC立上げ



EMCの活動



EMCの活動



EMC活動の記録

住民避難に係る意思決定の流れ(施設敷地緊急事態)

資料21

主要イベント	官邸	ERC	OFC	福井県	おおい町	小浜市	高浜町	京都府・舞鶴市	滋賀県・高島市
8/25 08:00 地震発生 08:50 道路被災情報 福井県、京都府、滋賀県の土砂崩れ等通行止め情報 09:20 大板地域要避難者要請文発出		大板地域施設敷地緊急事態要避難者への避難準備要請		対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請			
	現地本部統合の決定	現地本部統合指示(案)	現地本部統合指示	大板OFCに大板発電所及び高浜発電所に関する現地警戒本部を統合	現地警戒本部の統合	現地警戒本部の統合	現地警戒本部の統合	現地警戒本部の統合	現地警戒本部の統合
		高浜地域施設敷地緊急事態要避難者への避難準備要請		施設敷地緊急事態における実施方針(案)の策定	対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請
							実施方針案の確認	実施方針案の確認	実施方針案の確認
		TV会議(ERC、福井県、小浜市、高浜町、京都府、舞鶴市、滋賀県、高島市)×2回 施設敷地緊急事態における実施方針(案)の決定							
10:10 原災法10条通報(大板)	大板発電所に関する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議 ・要請文発出を決定、実施方針の確認			対象住民への避難要請、避難等準備要請	対象住民への避難要請、避難等準備要請	対象住民への避難要請、避難等準備要請			
10:15 施設敷地緊急事態要避難者の避難等要請 住民の避難準備要請	大板地域施設敷地緊急事態要避難者への避難要請 ・全面緊急事態に備えた避難等の準備要請						対象住民への屋内退避準備要請	対象住民への屋内退避準備要請	対象住民への屋内退避準備要請
		第1回現地事故対策連絡会議 大板地域施設敷地緊急事態における実施方針の確認							
11:00 原災法10条通報(高浜)	高浜発電所に関する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議 ・要請文発出を決定、実施方針の確認			対象住民への避難要請、避難等準備要請					
11:15 PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難等要請 PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の住民の避難準備要請	高浜地域施設敷地緊急事態要避難者への避難要請 ・全面緊急事態に備えた避難等の準備要請		福井県副知事、京都府副知事到着					対象住民への避難要請、避難等準備要請	対象住民への屋内退避準備要請
		第2回現地事故対策連絡会議 高浜地域施設敷地緊急事態における実施方針の確認							
	非常災害対策本部会議・原子力事故合同対策本部会議(内閣府8号機) ・情報共有、10条事象、避難要請等の説明、被害状況、現地活動状況、今後の対応、活動部隊への留意事項、プラン状況・見直し、モニタリング情報等		内閣府副大臣(原子力防災担当)OFC到着(OFCの体制確立) 全面緊急事態における実施方針(案)の策定	実施方針案の確認	実施方針案の確認	実施方針案の確認	実施方針案の確認	実施方針案の確認	実施方針案の確認
		第3回現地事故対策連絡会議 施設敷地緊急事態に伴う状況報告、全面緊急事態における実施方針(案)の決定							
14:00 原災法15条通報(大板) 14:10 原災法15条通報(高浜) 14:35 総理への上申	公示・指示発出 原子力緊急事態宣言								
14:55 原子力緊急事態宣言 PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の住民の避難指示 安定ヨウ素剤服用指示	原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議							対象住民への屋内退避指示	対象住民への屋内退避指示
		第4回合同対策協議会全体会議 全面緊急事態における実施方針の確認、各市町準備状況報告							

施設敷地緊急事態要避難者の防護措置(福井県)

関西電力株式会社大飯発電所及び高浜発電所のP A Zにおける、以下の施設敷地緊急事態要避難者を対象に避難を実施(対象:大飯2市町182人、高浜1町1813人)

- ü 医療機関及び社会福祉施設の入所者
- ü 学校、保育所等の生徒・児童等
- ü 在宅の避難行動要支援者
- ü 安定ヨウ素剤を服用できない者

<避難等に際しての基本的考え方>

- 1 8月25日8時00分に京都府北部にて地震が発生。地震被害からの安全確保を優先し、安全が確保された場合にのみ防護措置を実施。
- 1 学校、こども園、保育所は休校等を判断。登校前の生徒・児童は保護者と行動する。登校後の生徒・児童は学校、こども園、保育所にて保護者へ引き渡しを実施しているが、引き渡しができなかった場合には、職員とともにバス等で避難先へ避難する。

【おおい町】

- 1 P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者(学校、こども園の児童及び無理に避難すると健康リスクが高まる者を除く)は、敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」へ避難を実施。避難は支援者の車両又は自治体等が手配するバス、福祉車両を使用。
- 1 大島小学校において保護者への引き渡しができなかった児童は、職員とともに避難先施設(敦賀市立栗野中学校)へ避難を実施。避難は自治体等が手配するバスを使用し、避難先において保護者へ引き渡しを行う。
- 1 無理に避難すると健康リスクが高まる者(在宅の避難行動要支援者の一部)は、近隣の放射線防護対策を講じた屋内退避施設(はまかぜ交流センター、大島小学校)において、避難の準備が整うまで屋内退避を実施。その上で、本人の容体、避難用車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ避難を実施。

- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所(各集合場所)において緊急配布を実施。

【小浜市】

- P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者(無理に避難すると健康リスクが高まる者を除く)は、敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」へ避難を実施。避難は支援者の車両又は自治体等が手配するバス、福祉車両を使用。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者(在宅の避難行動要支援者の一部)は、近隣の放射線防護対策を講じた屋内退避施設(福井県栽培漁業センター)において、避難の準備が整うまで屋内退避を実施。その上で、本人の容体、避難用車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ避難を実施。
- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては一時集合施設(福井県栽培漁業センター)において緊急配布を実施。

【高浜町】

- P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者(医療機関・福祉施設の入所者、学校・保育所の生徒・児童等及び無理に避難すると健康リスクが高まる者を除く)は、本来、美浜町保健福祉センターへ避難する計画であるが、当センターは大飯発電所のU P Z圏内に位置し、避難先として適切でないことから、おおい町、小浜市の在宅の施設敷地緊急事態要避難者の避難先である敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」へ避難を実施。避難は支援者の車両又は自治体等が手配するバス、福祉車両を使用。なお、敦賀市福祉総合センターは、高浜町の在宅の施設敷地緊急事態要避難者を受け入れ可能と確認済み。
- 医療機関(1施設)の入所者は敦賀市内の避難先病院(2施設)へ、福祉施設(4施設)の入所者は敦賀市内の避難先施設(5施設)へ避難を実施。避難は自治体等が手配するバス、福祉車両を使用。

- 1 小学校、保育所において保護者への引き渡しができなかった児童は、職員とともに避難先施設(敦賀市内13施設)へ避難を実施。避難は自治体等が手配するバスを使用し、避難先において保護者へ引き渡しを行う。
- 1 無理に避難すると健康リスクが高まる者(医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の一部)は、近隣の放射線防護対策を講じた屋内退避施設(旧音海小中学校、内浦公民館、青郷小学校、高浜けいあいの里、若狭高浜病院、若狭高浜病院附属介護老人保健施設)において、避難の準備が整うまで屋内退避を実施。その上で、本人の容体、避難用車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ避難を実施。
- 1 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所(各集合場所)において緊急配布を実施。

一般住民への措置

P A Z内の一般住民には避難準備を要請。

施設敷地緊急事態における避難の実施方針(福井県)

資料23-1

大飯発電所PAZ内のおおい町、小浜市の避難対象者 については、大飯発電所が10時10分に施設敷地緊急事態となり、防護措置を実施中。

高浜町のPAZ内の在宅の避難対象者 は、陸路にて避難先(敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」)へ避難。

高浜町のPAZ内の医療機関、福祉施設の入所者は、施設毎の避難計画に従い避難先(敦賀市内2医療機関、5福祉施設)へ避難。

避難対象者 のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる方は、各放射線防護対策施設にて屋内退避。

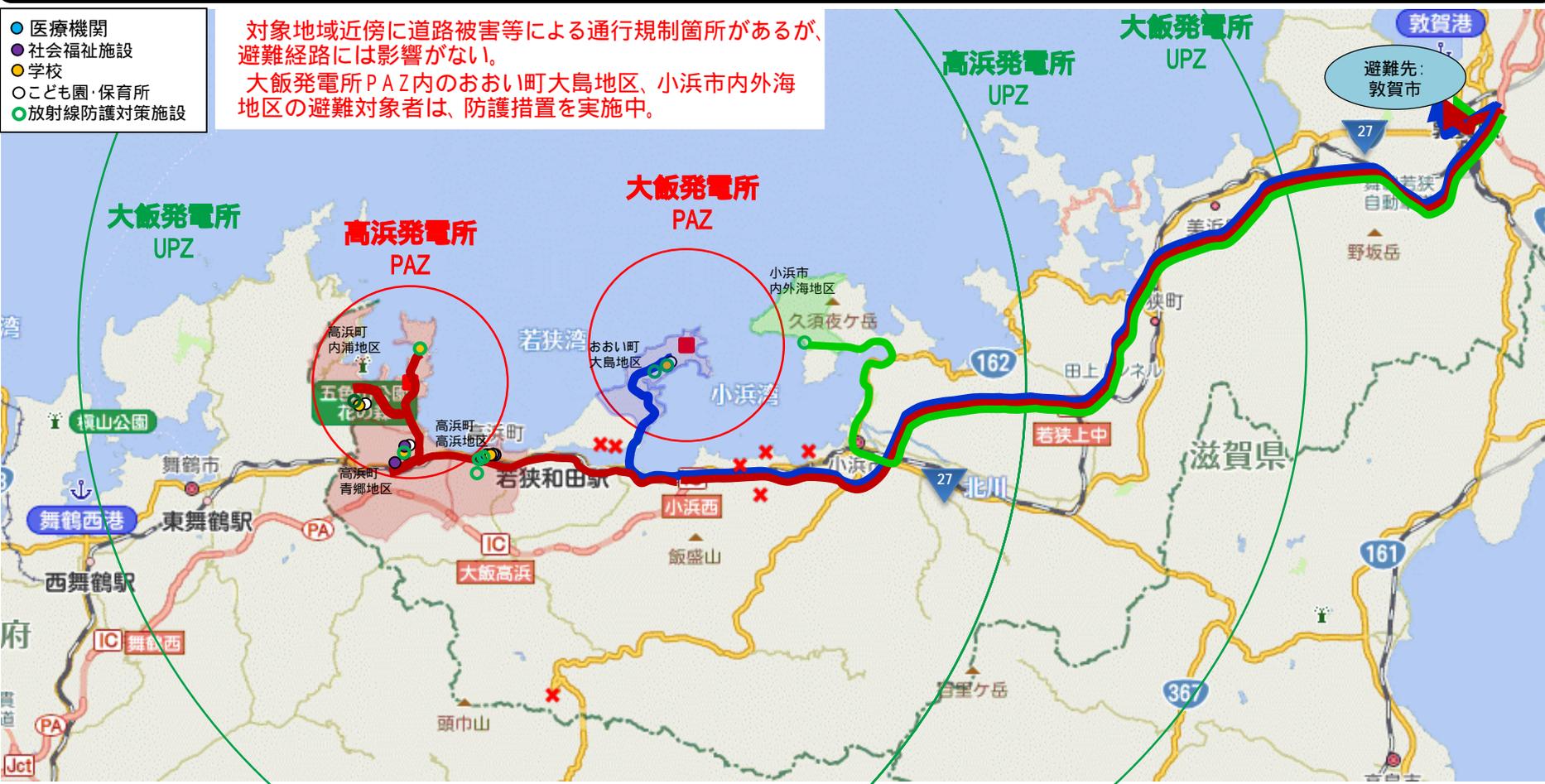
高浜町のPAZ内の学校等の生徒・児童のうち、保護者への引き渡しのできない者は、学校等毎に、県の手配したバスで避難先(敦賀市内13施設)へ避難。

避難対象者... 施設敷地緊急事態要避難者

- 医療機関
- 社会福祉施設
- 学校
- こども園・保育所
- 放射線防護対策施設

対象地域近傍に道路被害等による通行規制箇所があるが、避難経路には影響がない。

大飯発電所PAZ内のおおい町大島地区、小浜市内外海地区の避難対象者は、防護措置を実施中。



施設敷地緊急事態における避難の実施方針(福井県)

資料23-2

避難等対象者数(大飯発電所PAZを含む)

関係自治体		対象者数			避難先
		避難者数	要支援者等数	要支援者等数 内訳 (無理に避難すると健康リスクが高まるものを含む)	
			支援者等数		
福井県	おおい町	140名	77名	在宅等:60名 学校:1施設 17名	敦賀市
			63名		
	小浜市	36名	18名	在宅等:18名	敦賀市
			18名		
	高浜町	1,692名	884名	医療機関:1施設115名 社会福祉施設:4施設 98名 在宅等:639名、 学校・保育所:8施設 32名	敦賀市
			808名		
合計		1,868名	要支援者等数 979名	支援者等数 889名	

参考. 避難手段の確保状況(大飯発電所PAZを含む)

関係自治体		避難手段内訳			
		バス		福祉車両	
		必要台数	確保済台数	必要台数	確保済台数
福井県	おおい町	3台	3台	12台	12台
	小浜市	1台	1台	3台	3台
	高浜町	26台	26台	48台	48台
	合計	30台	30台	63台	63台

参考. おおい町集合場所(計2箇所)

はまかぜ交流センター、大島小学校

参考. 小浜市集合場所(計1箇所)

福井県栽培漁業センター

参考. 高浜町集合場所(計4箇所)

旧音海小中学校、内浦公民館、青郷小学校、高浜小学校

施設敷地緊急事態要避難者の防護措置(京都府)

関西電力株式会社高浜発電所のP A Z及びP A Zに準じた避難を行う地域における、以下の施設敷地緊急事態要避難者を対象に避難を実施(対象:舞鶴市 32人)。

- ü 在宅の避難行動要支援者
- ü 安定ヨウ素剤を服用できない者

<避難等に際しての基本的考え方>

- 1 8月25日8時00分に京都府北部にて地震が発生。地震被害からの安全確保を優先し、安全が確保された場合にのみ防護措置を実施。
- 1 舞鶴市のP A Z及びP A Zに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者(無理に避難すると健康リスクが高まる者を除く)は、福知山市内の避難先施設(12施設)へ避難を実施。避難は支援者の車両又は自治体等が手配するバス、福祉車両を使用。なお、道路被害による通行不能のため陸路避難のできない地区について、田井地区の対象者は、陸上自衛隊及び京都市消防局の手配するヘリコプター、成生地区及び野原地区の対象者は、海上自衛隊及び海上保安庁の船舶を使用して避難。
- 1 無理に避難すると健康リスクが高まる者(在宅の避難行動要支援者の一部)は、近隣の放射線防護対策を講じた屋内退避施設(みずなぎ鹿原学園等6施設)において、避難の準備が整うまで屋内退避を実施。その上で、本人の容体、避難用車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ避難を実施。
- 1 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては各集合場所等において緊急配布を実施。

一般住民への措置

P A Z及びP A Zに準じた避難を行う地域内の一般住民には避難準備を要請。

施設敷地緊急事態における避難の実施方針(京都府)

資料25

舞鶴市のPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の避難対象者は、陸路にて避難先(福知山市)へ避難。道路被害による通行不能のため陸路避難ができない地区について、田井地区の避難対象者はヘリコプターで舞鶴高専まで移動、成生地区及び野原地区の避難対象者は海路で舞鶴西港へ移動し、バスに乗り換え。避難対象者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる方は、各放射線防護対策施設にて屋内退避。

避難対象者... 施設敷地緊急事態要避難者

対象地域近傍に道路被害による通行不能箇所があり、陸路避難ができない地区は、空路及び海路も使用して避難を行う。



避難等対象者数

関係自治体	対象者数			避難先
	避難者数	要支援者等数	要支援者等数 内訳 (無理に避難すると健康リスクが高まるものを含む)	
		支援者等数		
京都府 舞鶴市	42人	32人	在宅等: 32人	福知山市
		支援者10人		

参考. 避難手段の確保状況

関係自治体	避難手段内訳							
	バス		福祉車両		小型船		ヘリコプター	
	必要台数	確保済台数	必要台数	確保済台数	必要台数	確保済台数	必要台数	確保済台数
京都府 舞鶴市	4台	4台	8台	8台	2隻	2隻	2機	2機

参考. 一時集合場所(計6箇所)

杉山集会所前、松尾寺第一駐車場、大山公民館前、田井バス停、成生漁村センター前、野原バス停前駐車場

施設敷地緊急事態要請文(大飯発電所)

資料26-1

言川 糸

要 請

平成 30 年 8 月 25 日 10 時 31 分

福井県知事 殿
京都府知事 殿
滋賀県知事 殿
おおい町長 殿
小浜市長 殿
高浜町長 殿
若狭町長 殿
美浜町長 殿
京都市長 殿
舞鶴市長 殿
綾部市長 殿
南丹市長 殿
京丹波町長 殿
高島市長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

関西電力株式会社から大飯発電所第3号機において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する

記

・関西電力株式会社大飯発電所のPAZに該当する市町の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。

・屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等における屋内退避等を実施すること。

・当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。

・屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等における屋内退避等を実施すること。

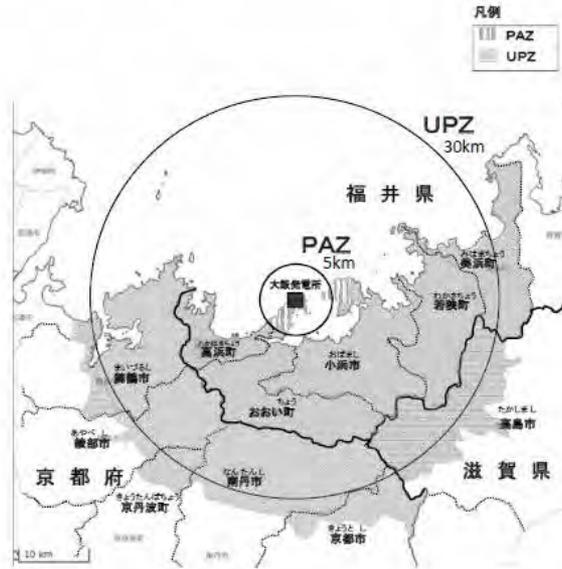
・関西電力株式会社大飯発電所のPAZに該当する市町の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）は、避難準備を実施すること。

・関西電力株式会社大飯発電所のPAZに該当する市町の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。

・関西電力株式会社大飯発電所のUPZに該当する市町の住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は帰宅すること。

・関西電力株式会社大飯発電所のPAZ及びUPZに該当する市町の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

参 考



区分	県名	市町名
PAZ	福井県	おおい町の一部()
		小浜市の一部()
UPZ	福井県	おおい町の全域(を除く)
		小浜市の全域(を除く)
		高浜町の全域
		若狭町の全域
	京都府	美浜町の全域
		京都市の一部
		舞鶴市の一部
		綾部市の一部
		南丹市の一部
		京丹波町の一部
滋賀県	高島市の一部	

施設敷地緊急事態要請文(高浜発電所)

資料27-1

言 川 練

要 請

平成 30 年 8 月 25 日 11 時 20 分

福井県知事 殿
京都府知事 殿
滋賀県知事 殿
高浜町長 殿
おおい町長 殿
小浜市長 殿
若狭町長 殿
舞鶴市長 殿
福知山市長 殿
綾部市長 殿
宮津市長 殿
南丹市長 殿
京丹波町長 殿
伊根町長 殿
高島市長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

関西電力株式会社から高浜発電所第 4 号機において原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- ・ 関西電力株式会社高浜発電所の P A Z 及び P A Z に準じた避難を行う地域に該当する市町の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、陸路による避難が困難な地域については、避難できる準備が整うまでの間、屋内退避をし、順次海路又は空路等による避難をすること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。
- ・ 当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。
- ・ 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が

困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等における屋内退避等を実施すること。

- ・ 関西電力株式会社高浜発電所の P A Z 及び P A Z に準じた避難を行う地域に該当する市町の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）は、避難準備を実施すること。
- ・ 関西電力株式会社高浜発電所の P A Z 及び P A Z に準じた避難を行う地域に該当する市町の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。
- ・ 関西電力株式会社高浜発電所の U P Z（大飯発電所の P A Z を除く）に該当する市町の住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は帰宅すること。なお、大飯発電所の P A Z に該当する地域の住民は、平成 30 年 8 月 25 日 10 時 31 分の要請に基づき行動すること。
- ・ 関西電力株式会社高浜発電所の P A Z 及び P A Z に準じた避難を行う地域及び U P Z に該当する市町の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

施設敷地緊急事態要請文(高浜発電所)

資料27-2

参 考



区分	県名	市町名
P A Z	福井県	高浜町の一部 ()
	京都府	舞鶴市の一部 ()
P A Z に準じた避難を行う地域	京都府	舞鶴市の一部 ()
U P Z	福井県	高浜町の全域 (を除く)
		おおい町の全域
		小浜市の全域
		若狭町の一部
	京都府	福知山市の一部
		舞鶴市の全域 (及び を除く)
		綾部市の一部
		宮津市の全域
		南丹市の一部
		京丹波町の一部
		伊根町の一部
滋賀県	高島市の一部	



自衛隊機(C-1)へ搭乗



入間基地を離陸



小松空港へ到着



自衛隊機(C-1)より降機



自衛隊機 (CH-47J) への搭乗



小松基地を離陸



おおい町総合運動公園へ到着



大飯原子力防災センターへ到着



非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議



非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議



プラント班と放射線班の調整



総括班と医療班の調整



オフサイト総括による現地とのTV会議



放射線班の活動



第1回現地事故対策連絡会議（関係者との情報共有）



第2回現地事故対策連絡会議（関係者との情報共有）





現地本部長への報告



国職員への引き継ぎ



住民避難状況の把握



館内放送による情報共有



第3回現地事故対策連絡会議（内閣府副大臣（原子力防災担当）到着後）



第4回現地事故対策連絡会議





緊急時モニタリングデータの確認



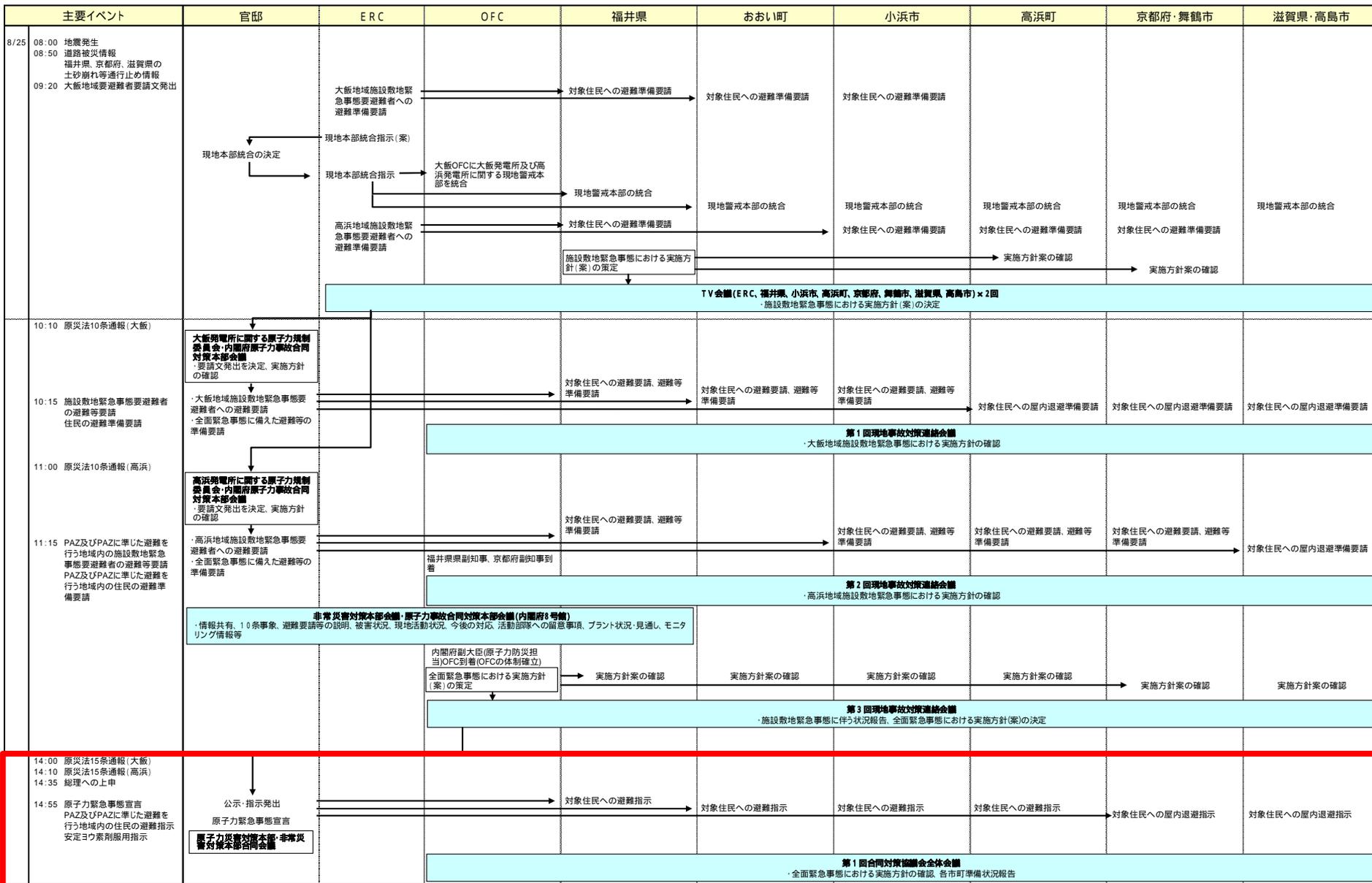
緊急時モニタリング実施計画の立案



モニタリング情報の見える化



住民避難に係る意思決定の流れ(全面緊急事態)



避難の対象となる住民への措置（福井県）

関西電力株式会社大飯発電所及び高浜発電所のP A Zにおける、全ての住民を対象に避難を実施（対象：3市町 6, 946人）

< 避難に際しての基本的考え方 >

- 1 8月25日8時00分に京都府北部にて地震が発生。地震被害からの安全確保を優先し、安全が確保された場合にのみ防護措置を実施。

【おおい町】

- 1 P A Z内の住民は、兵庫県川西市内の避難先施設（川西市立加茂小学校 他3施設）へ避難を実施。避難は原則自家用車とし、自家用車避難が困難な場合は自治体等が手配するバスを使用。
- 1 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所（集合場所）において緊急配布を実施。
- 1 在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、引き続き放射線防護対策を講じた屋内退避施設（はまかぜ交流センター、大島小学校）において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。なお、避難をする際には、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、敦賀市の福祉避難所（敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」）へ避難を実施。避難には自治体等が手配するバス及び福祉車両を使用。

【小浜市】

- 1 P A Z内の住民は、越前市内の避難先施設（県立武生商業高等学校）へ避難を実施。避難は原則自家用車とし、自家用車避難が困難な場合は自治体等が手配するバスを使用。
- 1 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては一時集合施設（福井県栽培漁業センター）において緊急配布を実施。
- 1 在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者は引き続き放射線防護対策を講じた屋内退避施設（福井県栽培漁業センター）において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。なお、避難をする際には、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、敦賀市の福祉避難所（敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」）へ避難を実施。避難には自治体等が手配するバス及び福祉車両を使用。

【高浜町】

- 1 P A Z内の住民は、兵庫県宝塚市、三田市、猪名川町内の避難先施設（18施設）へ避難を実施。避難は原則自家用車とし、自家用車避難が困難な場合は自治体等が手配するバスを使用。
- 1 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所（集合場所等）において緊急配布を実施。

- 医療機関及び社会福祉施設入所者、在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者は引き続き放射線防護対策を講じた屋内退避施設（旧音海小中学校、内浦公民館、青郷小学校、高浜けいあいの里、若狭高浜病院、若狭高浜病院附属介護老人保健施設）において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。なお、避難をする際には、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、敦賀市の福祉避難所（敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」）へ避難を実施。避難には自治体等が手配するバス及び福祉車両を使用。

屋内退避の対象となる住民への措置

- 関西電力株式会社大飯発電所及び高浜発電所のUPZにおける、おおい町・小浜市・高浜町・若狭町・美浜町の住民は、屋内退避を実施（対象者数 65,053人）

全面緊急事態における避難の実施方針(福井県)

資料35-1

おおい町、小浜市の大飯発電所PAZ内の一般住民及び高浜町の高浜発電所PAZ内の一般住民は、陸路にて避難先(おおい町 川西市、小浜市 越前市、高浜町 宝塚市、三田市、猪名川町)へ避難。
 おおい町及び高浜町の住民は、車両一時保管場所(三木総合防災公園)において関西広域連合の手配したバスに乗り換え。
 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所(バス集合場所等)において緊急配布を実施。

避難等実施方針

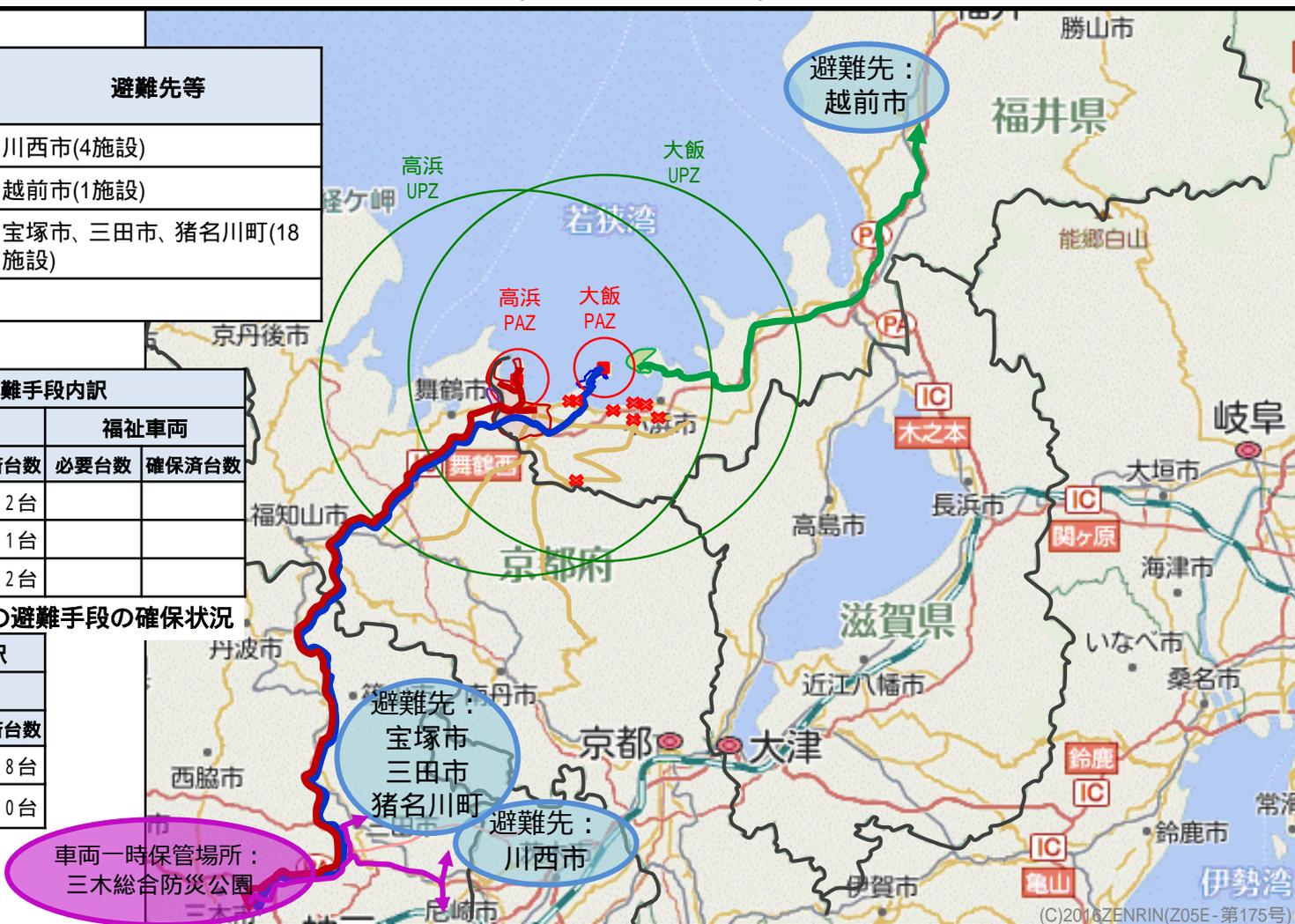
関係自治体		対象者数	避難先等
		PAZ内一般住民	
福井県	おおい町	596人	川西市(4施設)
	小浜市	231人	越前市(1施設)
	高浜町	6,119人	宝塚市、三田市、猪名川町(18施設)
合計		6,946人	

参考(1). 避難手段の確保状況

関係自治体		避難手段内訳			
		バス		福祉車両	
		必要台数	確保済台数	必要台数	確保済台数
福井県	おおい町	2台	2台		
	小浜市	1台	1台		
	高浜町	2台	2台		

参考(2). 車両一時保管場所からの避難手段の確保状況

関係自治体		避難手段内訳	
		バス	
		必要台数	確保済台数
福井県	おおい町	18台	18台
	高浜町	180台	180台

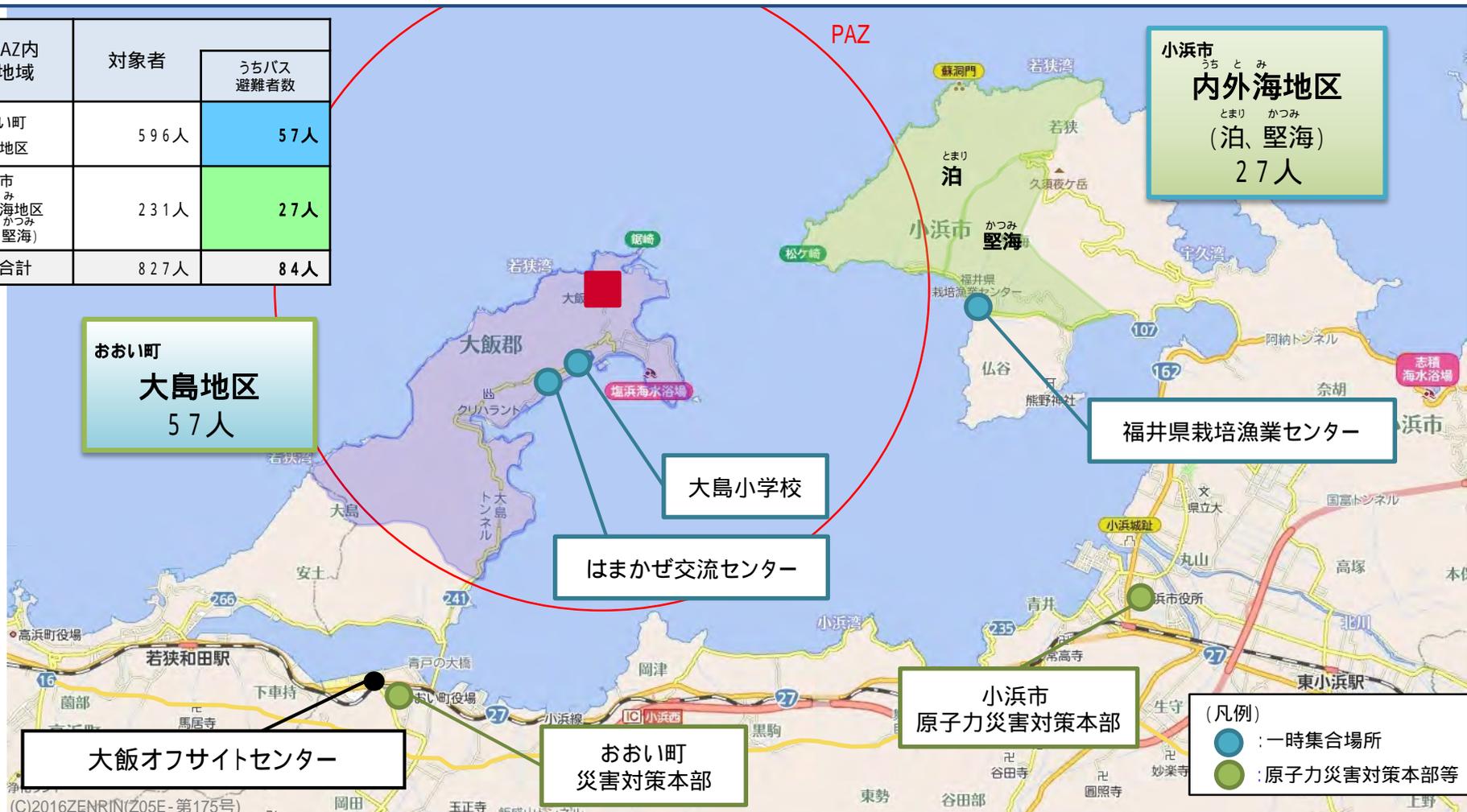


全面緊急事態における避難の実施方針(福井県)

資料35-2

- おおい町及び小浜市による調査の結果、大飯発電所PAZ内地区における自家用車で避難できない住民は84人。
- おおい町大島地区の自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各一時集合場所に集まり、福井県又はおおい町が配車したバスで、三木総合防災公園を経由し、避難先である川西市へ避難。
- 小浜市内外海地区(泊、堅海)の自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県又は小浜市が配車したバスで、避難先である越前市へ避難。

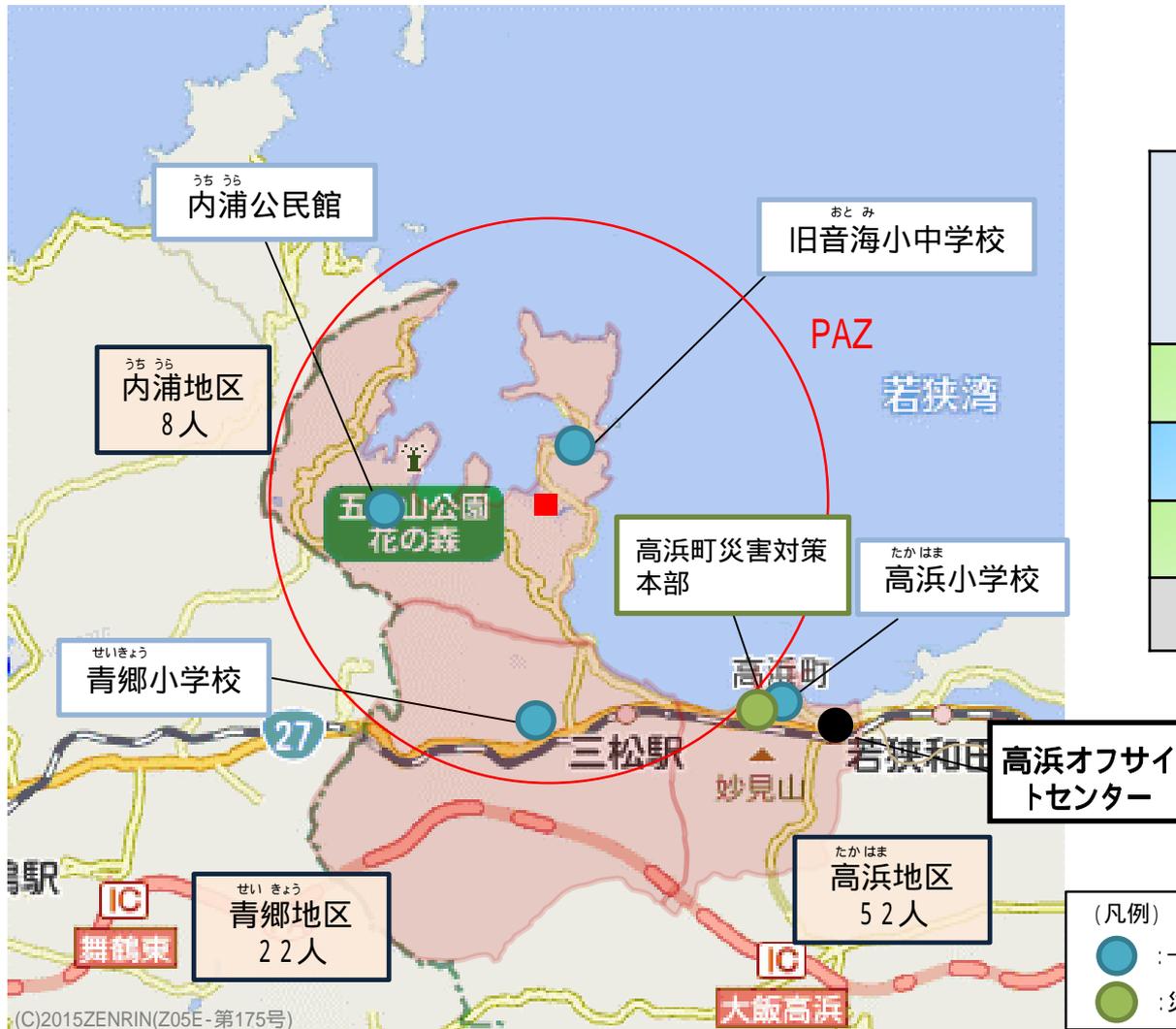
PAZ内 地域	対象者	うちバス 避難者数
		596人
おおい町 大島地区	231人	27人
小浜市 うちとみ 内外海地区 とまり かつみ (泊、堅海)	827人	84人
合計		



全面緊急事態における避難の実施方針(福井県)

資料35-3

- 高浜町による調査の結果、高浜発電所PAZ内地区における自家用車で避難できない住民は82人。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各一時集合場所に集まり、福井県又は高浜町が配車したバスで、三木総合防災公園を経由し、避難先である宝塚市、三田市、猪名川町へ避難。



PAZ内地域	対象者	うちバス避難者数
内浦地区	536人	8人
青郷地区	2,022人	22人
高浜地区	3,561人	52人
合計	6,119人	82人

(凡例)
● : 一時集合場所
● : 災害対策本部

避難の対象となる住民への措置(京都府)

関西電力株式会社高浜発電所のP A Z及びP A Zに準じた避難を行う地域における、全ての住民を対象に避難を実施

(対象：1市(舞鶴市) 536人)

<避難に際しての基本的考え方>

- 8月25日8時00分に京都府北部にて地震が発生。地震災害からの安全確保を優先し、安全が確保された場合にのみ防護措置を実施。
- 舞鶴市のP A Z内(杉山、松尾)及びP A Zに準じた避難を行う地域内(大山、田井、成生、野原)の住民は、京都市東山区内の避難先施設(12施設)へ避難を実施。避難は自家用車又は舞鶴市等が手配するバスを使用することとし(野原地区を除く)、バス避難者は地区ごとに定められた一時集合場所に徒歩等で移動し、バスに乗車。
- 道路被害により陸路避難ができない野原地区の住民は、野原漁港から海上保安庁の船舶で舞鶴西港へ移動し、舞鶴西港からバスで避難。
- 避難に際しては、安定ヨウ素剤を服用するものとし、安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては各バス集合場所等において緊急配布を実施。
- 在宅の要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、引き続き近隣の放射線防護対策を講じた屋内退避施設(みずなぎ鹿原学園等6施設)において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。なお、避難をする際には、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、福知山市内の避難先施設へ避難を実施。避難には自治体等が手配するバス及び福祉車両を使用。

屋内退避の対象となる住民への措置

- 1 関西電力株式会社大飯発電所及び高浜発電所のUPZにおける住民(高浜発電所のPAZに準じた防護措置を実施する地域を除く)は、屋内退避を実施(対象者数119,550人)

全面緊急事態における避難の実施方針(京都府)

資料37-1

舞鶴市(PAZ及びPAZに準ずる避難を行う地域)の一般住民は、陸路にて避難先(京都市東山区)に避難。
 道路被害により陸路避難ができない野原地区の住民は、海上保安庁の船舶で舞鶴西港へ移動した後、バスにて避難先(京都市東山区)に避難。
 施設敷地緊急事態要避難者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者は引き続き屋内退避を実施。避難に必要な準備が整ってから避難先(福知山市)に避難。
 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所(一時集合場所等)において緊急配布を実施。

避難等対象者数

関係自治体		対象者数		避難先等
		PAZ内及びPAZに準ずる地域		
京都府	舞鶴市	536人		京都市東山区(12施設)

参考. 避難手段の確保状況

関係自治体		対象者数内訳			
		バス		船舶	
		必要台数	確保済台数	必要台数	確保済台数
京都府	舞鶴市	11台	11台	1隻	1隻

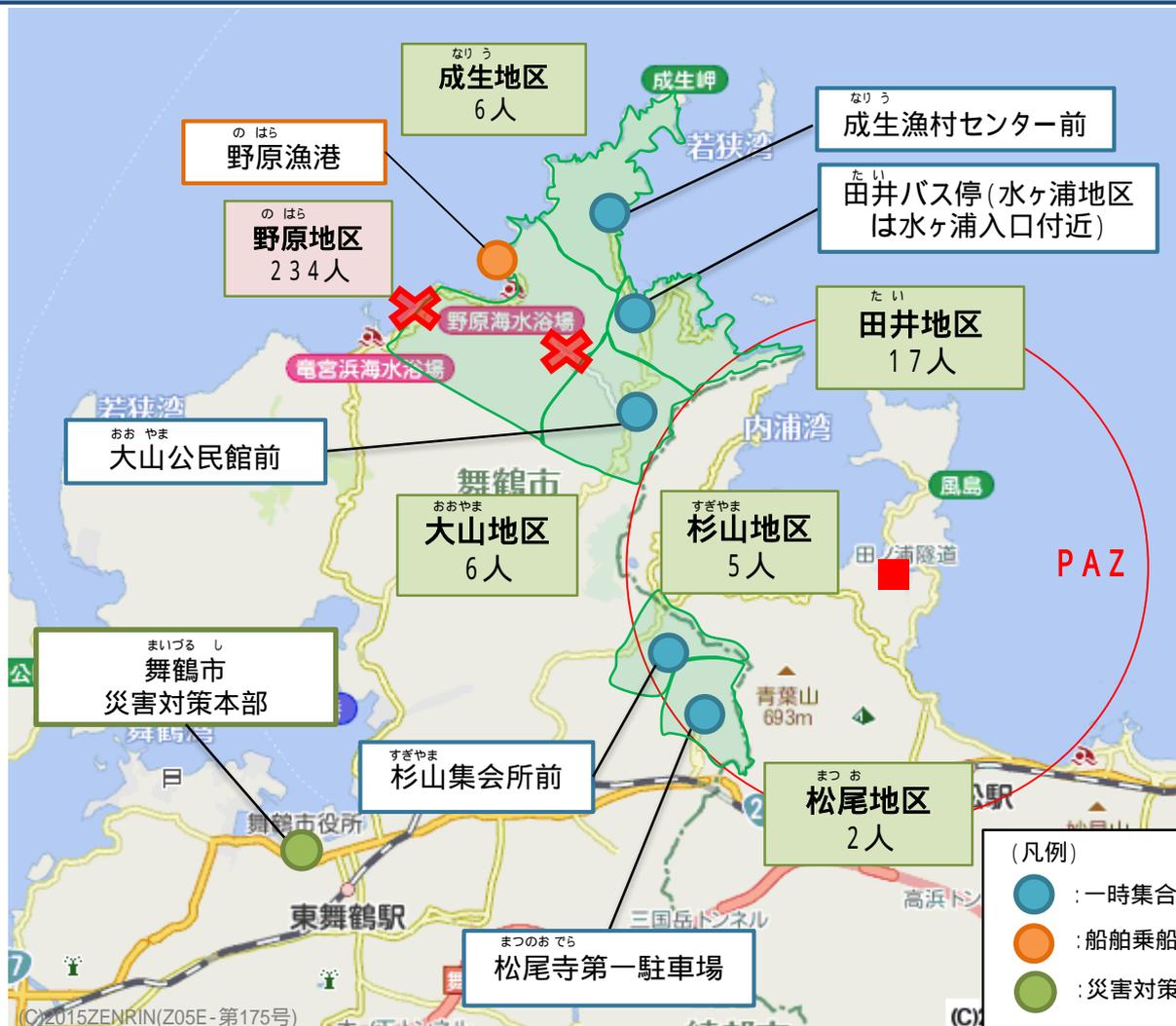


道路被害により陸路避難ができない野原地区の住民は、海上保安庁が手配する船舶も使用して避難。

全面緊急事態における避難の実施方針(京都府)

資料37-2

- 舞鶴市による調査の結果、陸路避難できない野原地区を除く舞鶴市の5地区における自家用車で避難できない住民は36人。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各集合場所に集まり、京都府、舞鶴市又は関西電力が配車した車両で、避難先である京都市東山区へ避難。
- 野原地区の住民234人については、道路被害により陸路避難ができないため、海上保安庁の船舶で舞鶴西港へ移動し、舞鶴市が手配したバスで京都市東山区へ避難。



PAZ内地域	対象者	うちバス避難者数
まつお 松尾地区	16人	2人
すぎやま 杉山地区	37人	5人
おおやま 大山地区	47人	6人
たい 田井地区	153人	17人
なりう 成生地区	49人	6人
のほら 野原地区	234人	船舶避難 234人
合計	536人	バス 36人 船舶234人

(凡例)

- : 一時集合場所
- : 船舶乗船場所
- : 災害対策本部

避難の対象となる一般住民への措置

I 対象の住民なし

屋内退避の対象となる住民への措置

I 関西電力株式会社高浜発電所のUPZには住民が居住していないこと、大飯発電所UPZは高浜発電所UPZを包含することから、大飯発電所UPZに含まれる地域の住民に対し屋内退避を指示



言 川 糸 束

指 示

平成30年8月25日14時57分

福井県知事 殿
京都府知事 殿
滋賀県知事 殿
おおい町長 殿
小浜市長 殿
高浜町長 殿
若狭町長 殿
美浜町長 殿
舞鶴市長 殿
京都市長 殿
綾部市長 殿
南丹市長 殿
京丹波町長 殿
福知山市長 殿
宮津市長 殿
伊根町長 殿
高島市長 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

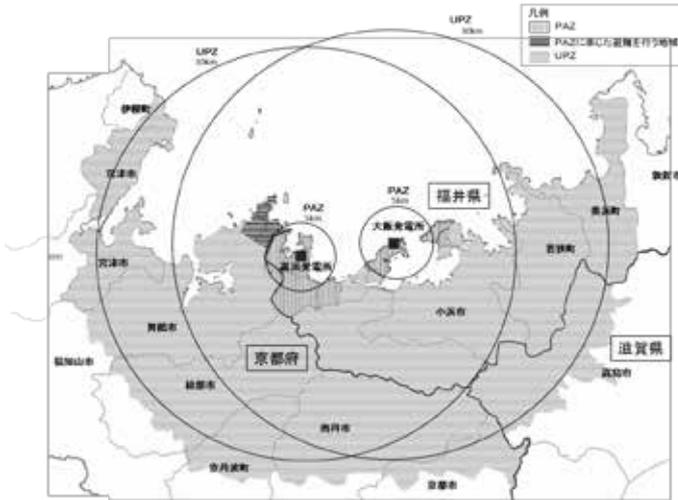
関西電力株式会社大飯発電所第3号機及び高浜発電所第4号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

・関西電力株式会社大飯発電所のPAZ、高浜発電所のPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域に該当する市町の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。ただし、陸路による避難が困難な地域については、避難できる準備が整うまでの間、屋内退避をし、順次海路等による避難をすること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。

- ・関西電力株式会社大飯発電所及び高浜発電所のUPZ（大飯発電所のPAZ、高浜発電所のPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域を除く）に該当する市町の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
- ・屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等における屋内退避等を実施すること。
- ・関西電力株式会社大飯発電所のPAZ、高浜発電所のPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域並びに両発電所のUPZに該当する市町の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

参 考



区分	県名	市町名
P A Z	福井県	おおい町の一部（ ）
		小浜市の一部（ ）
		高浜町の一部（ ）
	京都府	舞鶴市の一部（ ）
P A Z に準じた避難を行う地域	京都府	舞鶴市の一部（ ）
U P Z	福井県	おおい町の全域（ を除く）
		小浜市の全域（ を除く）
		高浜町の全域（ を除く）
		高浜町の一部
	京都府	岩手町の一部
		美浜町の全域
		京都府の一部
		舞鶴市の全域（ 及び を除く）
		綾部市の一部
		南丹市の一部
		京丹波町の一部
		福知山市の一部
		宮津市の全域
伊根町の一部		
滋賀県	高島市の一部	

（別紙）

安定ヨウ素剤予防服用に当たって

1. 服用対象者

下記の者を除いて、一時滞在者等も含め、指示を受けた地域に所在する者全員服用すること。

- ・服用不適切者
- ・自らの意思で服用しない者

ただし、事前配布を行わない地域の住民や一時滞在者等について、服用不適項目や慎重投与項目を厳密に把握していない場合、服用後、しばらくの間（30分程度が目安）服用者の様態を医療関係者、地方公共団体職員や家族等が観察すること。

また、嚥下機能の低下により内服が困難な者については、内服による誤嚥の危険性に配慮すること。

2. 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させること。

3. 服用量及び服用方法

以下の表¹に示す。

¹ 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（平成28年9月30日）一部改変

対象者	ヨウ素量(mg) ヨウ化カリウムに 対する相当量	ヨウ化カリウム量 (mg)	薬剤
生後1ヶ月未満	12.5	16.3	16.3mg ゼリー剤 (1包)
生後1か月以上3歳未満	25	32.5	32.5mg ゼリー剤 (1包)
3歳以上13歳未満	38	50	50mg 丸剤 (1丸)
13歳以上	76	100	50mg 丸剤 (2丸)

丸剤の服用が困難な者は、粉末剤を水等にて溶解した液体又はゼリー剤を用いることができる。



総理による原子力緊急事態宣言



原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議



原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議





広報官による記者会見



原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議の傍聴



総括班と住民安全班の調整



放射線班の活動



全面緊急事態を受け班長会議



広報官による記者会見



映像伝送にて現地状況の共有



原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議の傍聴

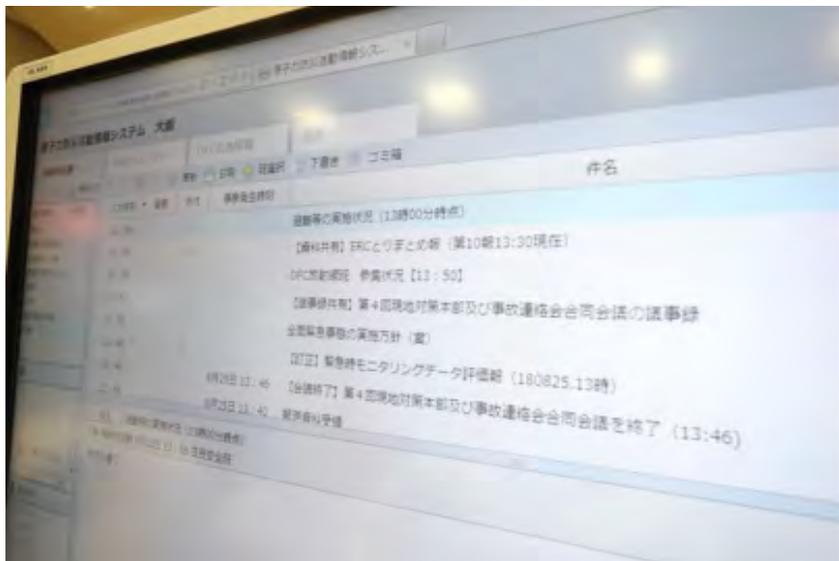


第1回原子力災害合同対策協議会（P A Z避難、U P Z屋内退避指示）



第1回原子力災害合同対策協議会（P A Z避難、U P Z屋内退避指示）





電子ホワイトボード等を使用した情報共有 (左側は原子力防災活動情報システム)



プラントチームの活動状況



総括班の活動状況



EMCの活動状況



PCTV会議を用いた拠点間情報共有



緊急時モニタリング結果の確認

一時移転等の対象となる地区

小浜市の一部(今富小学校区(府中、和久里、木崎、多田、生守、野代、尾崎、湯岡、伏原、生守団地))における全ての住民を対象に、一時移転を実施
(計10地区5,060人)

<一時移転に際しての基本的考え方>(以下、実動訓練について記載)

【一時移転】

- 1 対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施(対象者数 今富小学校区40人)。一時移転に際しては、福井県若狭合同庁舎で安定ヨウ素剤の配布を受け、敦賀市総合運動公園にて避難退域時検査を受けること。
- 1 今富小学校区内の学校、保育所等は、地震発生に伴い休校措置を行っており、施設内の滞在者は無し。
- 1 なお、一時移転までの間、自宅損壊等により自宅での屋内退避が困難である者は、近隣の指定避難所等にて屋内退避を実施する。

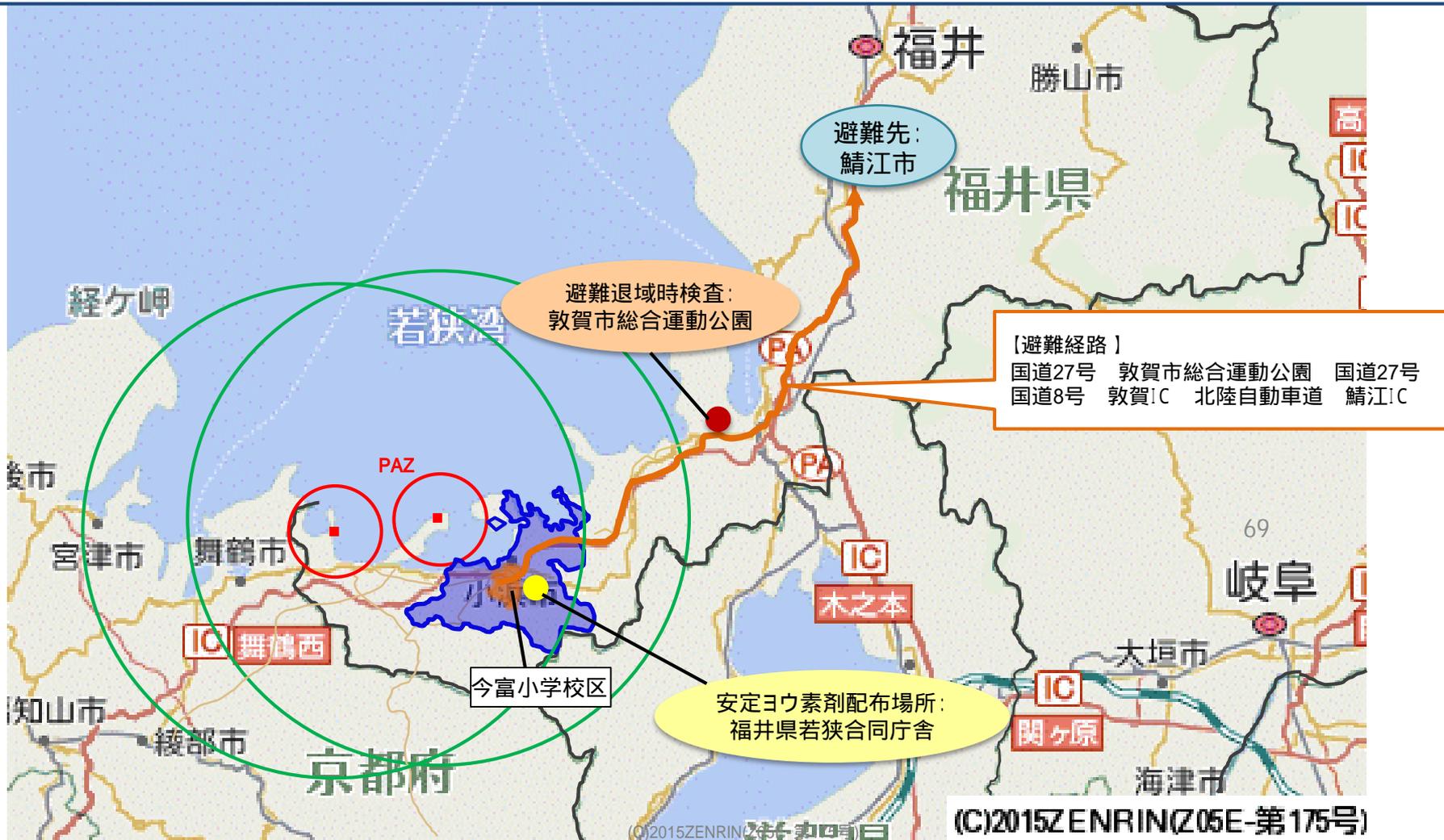
【地域生産物の摂取制限】

- 1 対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

福井県小浜市住民の一時移転の概要

資料45-1

- 小浜市今富小学校区の住民は、一週間程度内に一時移転を実施。
- 一時移転に当たっては、福井県若狭合同庁舎において安定ヨウ素剤の配布を受け、敦賀市総合運動公園で避難退域時検査を受けること。



福井県小浜市住民の一時移転の概要

資料45-2

- 自家用車で避難できない住民は、徒歩で集合場所に集まり、福井県又は小浜市が配車した車両で、一時移転先である鯖江市へ一時移転等を行う。



避難等対象者数

市町地区		対象者数	自家用車で避難できない住民の人数
		UPZ	
小浜市	今富地区	35人	32人

(凡例)

- : 一時集合場所
- : 安定ヨウ素剤緊急配布場所

訓 練

指 示

平成 30 年 8 月 26 日 9 時 24 分

福井県知事 殿
小浜市長 殿

原子力災害対策本部長 安倍 晋三

関西電力株式会社大飯発電所第 3 号機及び高浜発電所第 4 号で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

- ・関西電力株式会社大飯発電所及び高浜発電所の U P Z のうち、福井県小浜市今富小学校区の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- ・関西電力株式会社大飯発電所及び高浜発電所の U P Z のうち、福井県小浜市今富小学校区の地域生産物の出荷及び摂取を控えること。
- ・福井県小浜市の一時移転の対象となる住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

参考

【福井県】

区分	市町名	地区名
大飯発電所及び高浜発電所の U P Z	小浜市	いほふ <small>今富</small> 小学校区

一時移転の対象となる地区

舞鶴市の一部（Bゾーン（大浦小学校区、志楽小学校区、朝来小学校区、新舞鶴小学校区））における全ての住民を対象に、一時移転を実施
（計12地区11,472人）

<避難に際しての基本的考え方>

【一時移転】

- 1 対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施（対象者数 朝来小学校区30人）。一時移転に際しては、福知山市三段池公園にて避難退域時検査を受けること。
- 1 朝来小学校区内の学校・保育所等は、地震発生に伴い休校措置を行っており、施設内の滞在者は無し。
- 1 社会福祉施設（通所施設）は、地震発生に伴い休所措置を行っており、施設内の滞在者は無し。
- 1 なお、一時移転までの間、自宅損壊等により自宅での屋内退避が困難である者は、近隣の指定避難所にて屋内退避を実施する。

【地域生産物の摂取制限】

- 1 対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

京都府舞鶴市住民の一時移転の概要

資料48

- 朝来小学校区の住民は、一週間程度内に一時移転を実施。
- 一時移転に当たっては、集合場所(朝来小学校)において安定ヨウ素剤の配布を受け、避難退域時検査を福知山市三段池公園で行う。



一時移転指示文(京都府舞鶴市)

資料49

言川 糸束

指 示

平成 30 年 8 月 26 日 9 時 42 分

京都府知事 殿
舞鶴市長 殿

原子力災害対策本部長 安倍 晋三

関西電力株式会社大飯発電所第3号機及び高浜発電所第4号で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

- ・関西電力株式会社大飯発電所及び高浜発電所のUPZのうち、京都府舞鶴市Bゾーン(大浦小学校区、志楽小学校区、朝来小学校区、新舞鶴小学校区)の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- ・関西電力株式会社大飯発電所及び高浜発電所のUPZのうち、京都府舞鶴市Bゾーン(大浦小学校区、志楽小学校区、朝来小学校区、新舞鶴小学校区)の地域生産物の出荷及び摂取を控えること。
- ・京都府舞鶴市の一時移転の対象となる住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

参考

【京都府】

区分	市町名	地区名
大飯発電所及び高浜発電所のUPZ	舞鶴市	Bゾーン(大浦小学校区、志楽小学校区、朝来小学校区、新舞鶴小学校区)

一時移転の対象となる地区

高島市の一部(朽木西小学校区(朽木能家、朽木小入谷、朽木生杉、朽木中牧、朽木古屋、朽木桑原))における全ての住民を対象に、一時移転を実施
(計6地区86人)

<避難に際しての基本的考え方>

【一時移転】

- 1 対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施(対象者数 6地区14人)。
- 1 一時移転に際しては、集合場所または避難退域時検査場所において安定ヨウ素剤の配布を受け、朽木中学校にて避難退域時検査を受けること。
- 1 朽木西小学校区内の学校(1施設)は、地震発生に伴い休校措置を行っており、施設内の滞在者は無し。
- 1 対象地区近傍に地震による通行不能箇所があるため、住民は一時移転の準備が整うまで屋内退避を継続し、へりにて一時移転を実施。
- 1 なお、一時移転までの間、自宅損壊等により自宅での屋内退避が困難である者は、近隣の指定避難所にて屋内退避を実施する。

【地域生産物の摂取制限】

- 1 対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

滋賀県高島市住民の一時移転の概要

資料51-1

- 高島市朽木西小学校区の住民は、一週間程度内に一時移転を行う。
- 安定ヨウ素剤の緊急配布は、一時集合場所(朽木西小学校)にて行う。
- 一時移転に際しては、朽木中学校で避難退域時検査を受けること。
- 対象地区近傍の避難経路に道路損壊等による通行不能箇所があるため、住民は一時移転の準備が整うまで屋内退避を継続し、ヘリにて一時移転を実施。

< 凡例 >

- : 一時集合場所
- : 避難退域時検査場所
- : 一時移転先
- : 避難経路



避難経路に通行不能箇所があるため、一時移転の準備が整うまで屋内退避を継続。

言川 練

指 示

平成 30 年 8 月 26 日 9 時 42 分

滋賀県知事 殿
高島市長 殿

原子力災害対策本部長 安倍 晋三

関西電力株式会社大飯発電所第3号機及び高浜発電所第4号で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

- ・ 関西電力株式会社大飯発電所のUPZのうち、滋賀県高島市朽木西小学校区の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- ・ 関西電力株式会社大飯発電所のUPZのうち、滋賀県高島市朽木西小学校区の地域生産物の出荷及び摂取を控えること。
- ・ 滋賀県高島市の一時移転の対象となる住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

参考

【滋賀県】

区分	市町名	地区名
大飯発電所のUPZ	高島市	くつきにし 朽木西小学校区



機能班からオフサイト総括へ報告



医療班と住民安全班の調整



放射線班と広報班の調整



医療班の活動



第2～4回原子力災害合同対策協議会（一時移転の指示）



第5～7回原子力災害合同対策協議会（一時移転の実施状況の確認）

一時移転等におけるOFCでの活動状況

資料54-2



医療班の活動



会議資料の配布



放射線班、住民安全班及び総括班の調整



一時移転の状況把握



緊急時モニタリング結果の報告



緊急時モニタリング結果の共有



緊急時モニタリング活動の共有



PCTV会議を用いた各拠点間情報共有

PAZ内要避難者の避難実施結果(小学校、保育所)

資料56



兵庫県三木総合
防災公園



避難地区 (施設名)	実績 人数	移動手段 (台数)	避難先施設名	出発(計画)	出発(実績)	到着(実績)
大島小学校	44	バス(2台)	三木総合防災公園	8:30	8:30	10:39
青郷小学校	32	バス(1台)	三木総合防災公園	8:30	8:30	11:12
青郷保育所	7	バス(1台)	三木総合防災公園	8:30	8:30	11:12

PAZ内要避難者の避難実施結果(病院、社会福祉施設)

資料57



避難地区 (施設名)	実績 人数	移動手段 (台数)	避難先施設名	出発(計画)	出発(実績)	到着(実績)
若狭高浜病院	2	福祉車両(1台)	市立敦賀病院	11:25	11:50	12:50
	3	救急車(1台)	市立敦賀病院	11:40	11:25	12:56
高浜病院老健施設	5	福祉車両(2台)	三木総合防災公園	11:25	11:25	12:35
青葉苑	2	福祉車両(1台)	三木総合防災公園	11:25	11:30	12:40
であいの郷	2	福祉車両(1台)	三木総合防災公園	11:25	11:25	12:40

PAZ内要避難者の避難実施結果(福井県)(在宅要避難者)

資料58



- 医療機関
- 社会福祉施設
- 学校
- こども園・保育所
- 放射線防護対策施設

避難地区 (施設名)	実績 人数	移動手段 (台数)	避難先施設名	出発(計画)	出発(実績)	到着(実績)
おおい町大島地区 (はまかぜ交流センター)	2	福祉車両(1台)	敦賀市 福祉総合センター	10:35	10:25	11:35
小浜市堅海地区 (栽培漁業センター)	5	福祉車両(2台)	敦賀市 福祉総合センター	10:30	10:27	11:33
高浜町内浦地区 (内浦公民館)	4	福祉車両(2台)	敦賀市 福祉総合センター	11:25	11:25	12:50
高浜町青郷地区 (自宅)	6	福祉車両(3台)	敦賀市 福祉総合センター	11:25	11:25	12:40
高浜町高浜地区 (自宅)	4	福祉車両(2台)	敦賀市 福祉総合センター	11:25	11:25	12:35

PAZ内要避難者の避難実施結果(京都府)(在宅要避難者)

資料59



避難地区 (施設名)	実績 人数	移動手段 (台数)	集合場所	出発(計画)	出発(実績)	到着(実績)
舞鶴市田井地区 (田井漁村センター)	3	陸自ヘリ(1機)	朝来小学校	9:15	9:15	9:40
	3	京都市消防ヘリ(1機)	朝来小学校	9:30	9:30	9:50
	3	海自ヘリ(1機)	朝来小学校	14:00	14:00	14:45
舞鶴市野原地区 (野原漁港)	1	海保船舶(1隻)	舞鶴市西総合会館	8:00	9:10	11:00

PAZ内住民の避難実施結果(福井県おおい町、小浜市)

資料60



避難地区 (集合場所)	実績 人数	移動手段 (台数)	避難先施設	出発(計画)	出発(実績)	到着(実績)
小浜市堅海地区 (栽培漁業センター)	5	陸自高機動車(1台)	越前市 武生商業高校	8:30	8:24	10:50
小浜市泊地区 (泊漁港)	7	海保船舶(1隻)	越前市 武生商業高校	8:45	8:30	10:50
小浜市堅海地区 (泊臨時ヘリポート)	5	陸自ヘリ(1機)	越前市 武生商業高校	8:55	8:50	10:50

避難地区 (集合場所)	実績 人数	移動手段 (台数)	避難先施設	出発(計画)	出発(実績)	到着(実績)
おおい町大島地区 (はまかぜ交流センター)	4	海保ヘリ(1機)	川西市川西北小学校	8:30	8:30	12:06
おおい町大島地区 (はまかぜ交流センター)	13	陸自高機動車(4台) バス(1台)	川西市川西北小学校	8:30	8:30	12:06
おおい町大島地区 (はまかぜ交流センター)	11	バス(1台)	川西市川西北小学校	8:30	8:30	12:09
おおい町大島地区 (はまかぜ交流センター)	15	自家用車(5台)	川西市川西北小学校	8:30	8:30	12:09
おおい町大島地区 (大島漁港)	16	海保船舶(1隻)	川西市川西北小学校	8:00	7:50	12:07

車両一時保管場所
三木総合防災公園

PAZ内住民の避難実施結果(福井県高浜町)

資料61



避難地区 (集合場所)	実績 人数	移動手段 (台数)	避難先施設	出発(計画)	出発(実績)	到着(実績)
高浜町音海地区 (関電音海駐車場)	20	陸自大型ヘリ(1機) バス(1台)	三田市 三田西陵高校	9:55	9:35	12:15
高浜町音海地区 (日引漁港)	10	海自船舶(1艇)	内浦港	9:35	10:25	12:40
高浜町音海地区 (内浦港)	10	海自船舶(1艇)	舞鶴港	10:30	10:20	12:40
高浜町内浦地区 (日引漁港)	2	陸自ヘリ(1機)	三田市 三田西陵高校	8:20	8:20	12:16
高浜町音海地区 (旧音海小中学校)	10	陸自高機動車(4台) バス(1台)	三田市 三田西陵高校	8:20	8:20	12:16
高浜町内浦地区 (内浦公民館)	7	陸自高機動車(4台) バス(1台)	三田市 三田西陵高校	8:20	8:30	12:16
高浜町内浦地区 (内浦公民館)	11	自家用車(4台)	三田西陵高校	8:30	9:00	12:16
高浜町青郷地区 (青郷公民館)	34	バス(2台)	宝塚市 ピビアめふ	8:30	9:00	11:40
高浜町高浜地区 (高浜小学校)	71	バス(2台)	宝塚市 ピビアめふ	8:30	9:00	11:40
高浜町高浜地区 (高浜小学校)	13	バス(1台)	猪名川町 生涯学習センター	8:30	8:30	12:10
高浜町青郷・高浜地区 (青郷公民館)	15	自家用車(5台)	宝塚市 ピビアめふ	8:30	9:00	11:40



車両一時保管場所
三木総合防災公園

ピビアめふ





【実動機関による避難者実績】

避難地区	実績人数	移動手段(台数)			避難先
		ヘリ	船舶	高機自動車	
高浜町音海地区 " 内浦地区	59人	陸自CH47 1機 20人 陸自ヘリ 1機 2人	海自ひうち 1隻 20人	8台 17人	三田西陵高校 (兵庫県三田市)
おおい町大島地区	33人	海保ヘリ 1機 4人	海保船舶 1隻 16人	4台 13人	川西北小学校 (兵庫県川西市)
小浜市泊地区	18人	陸自ヘリ 1機 5人	海保船舶 1隻 8人	1台 5人	武生商業高校 (越前市)

実動機関の住民搬送では、各中継地点でバスに乗り換え避難を実施

【災害時多目的船への負傷者搬送実績】

避難地区	実績人数	搬送手段(台数)
高浜町音海地区	2人	陸自ヘリ 1機 2人
おおい町大島地区	2人	海保ヘリ 1機 2人
小浜市泊地区	2人	陸自ヘリ 1機 2人

PAZ内における急病人搬送等(個別訓練)の実施結果 (福井県)

資料63



避難地区	実績人数	移動手段(台数)	搬送先
高浜町音海地区 (急病人)	2人	福井県防災ヘリ(1機) 敦賀美方消防組合救急車(1台)	市立敦賀病院
おおい町大島地区 (急病人)	2人	海上自衛隊ヘリ(1機) 敦賀美方消防組合救急車(1台)	〃

駐機施設	実績機数	備考
若狭ヘリポート	2機	陸上自衛隊ヘリ (舞鶴基地より)



はまかせ交流センター(おおい町)から、海上自衛隊ヘリにより搬送される急病人

PAZ内住民の避難実施結果(京都府舞鶴市)

資料64



避難地区 (集合場所)	実績 人数	移動手段 (台数)	一時移転先施設	出発(計画)	出発(実績)	到着(実績)
舞鶴市田井地区 (田井漁村センター)	4	海自船舶(1艇)	京都市東山区(想定)	9:00	9:15	10:35
舞鶴市成生地区 (成生漁村センター)	3	海自船舶(1艇)	京都市東山区(想定)	8:30	8:45	10:50
舞鶴市野原地区 (野原漁港)	11	海保船舶(2艇)	京都市東山区(想定)	9:00 9:45	9:10	11:00

(到着地については、舞鶴市西総合会館)

UPZ内一部住民の一時移転等の実施結果(福井県)

資料65



避難地区 (集合場所)	実績 人数	移動手段 (台数)	避難地域時 検査場所	一時移転先施設	出発(計画)	出発(実績)	到着(実績)
小浜市今富地区 (今富公民館)	32	バス(1台)	敦賀市総合運動公園	鯖江市豊小学校	10:30	10:31	13:05

UPZ内一部住民の一時移転等(個別訓練)の実施結果(福井県)

資料66



【一般住民の避難者実績】

避難市町	実績人数	移動手手段(台数)	避難先
おおい町 本郷・佐分利・名田庄地区	226人	バス 8台 自家用車 9台	川西北小学校(兵庫県川西市) 南小学校(兵庫県伊丹市)
小浜市 小浜・国富地区ほか 加尾・西小川・宇久	397人	バス 15台 自家用車 25台 船舶 2隻 高機動車 1台	武生商業高校(越前市) 南越中学校(越前市) 豊小学校(鯖江市) 立待小学校(鯖江市)
高浜町 高浜・和田地区	65人	バス 3台 自家用車 2台	三田西陵高校(兵庫県三田市) 生涯学習センター(兵庫県猪名川町)
若狭町 三方小・明倫小・神子地区	202人	バス 6台 自家用車 6台 陸自ヘリ 1機 高機動車 1台	越前町生涯学習センター(越前町)
美浜町 丹生・竹波・菅浜・佐田・坂尻ほか	198人	バス 6台 自家用車 21台	富田公民館(大野市)

UPZ内一部住民の一時移転等の実施結果(京都府)

資料67



避難地区 (集合場所)	実績 人数	移動手段 (台数)	避難退域時 検査場所	一時移転先施設	出発(計画)	出発(実績)	到着(実績)
舞鶴市朝来地区 (朝来小学校)	54	バス(1台)	福知山市三段池公園	京都市立芸術大学	10:00	舞鶴市 福知山市三段池公園10:30 福知山市三段池公園 京都市12:30	舞鶴市 福知山市三段池公園11:15 福知山市三段池公園 京都市14:00

UPZ内一部住民の一時移転等の実施結果(滋賀県)

資料68

- < 凡例 >
- : 一時集合場所
 - : 避難退域時検査場所
 - : 一時移転先
 - H : ヘリ発着地点
 - : 避難経路



避難地区 (集合場所)	実績 人数	移手段 (台数)	避難退域時 検査場所	一時移転先施設	出発(計画)	出発(実績)	到着(実績)
高島市朽木地区 (朽木西小学校)	14	ヘリコプター(2機)	高島市朽木中学校	グリーンパーク 想いの森	12:15	12:17	13:20

本訓練は避難退域時検査の終了を以って、訓練終了とした。



患者受入れ準備



患者受入れ



患者の治療



廃棄物の処理



患者受入れ



患者の治療



患者の治療



患部の測定



福井県警による交通規制



福井県警による交通規制



福井県警による交通規制



消防団による巡回



被害状況



海路避難



避難状況



避難退域時検査



緊急時対策所（大飯発電所）



緊急時対策所（高浜発電所）



事故収束訓練（大飯発電所）



事故収束訓練（高浜発電所）



原子力事業者災害対策支援拠点



汚染検査



無線重機の操作



無線重機（バックホウ）



要素訓練



要素訓練





要素訓練



要素訓練



平成30年度 原子力総合防災訓練
住民アンケート報告書

平成31年3月

内閣府（原子力防災担当）

目 次

1. 原子力総合防災訓練のアンケート実施概要.....	1
2. アンケートの目的.....	1
3. アンケート回答者の属性.....	1
3. 1 住まい.....	1
3. 2 性別.....	2
3. 3 年齢.....	2
4. アンケート結果.....	3
4. 1 アンケート結果の全体像.....	3
4. 2 設問ごとの結果.....	3
5. アンケートの分析.....	7
5. 1 アンケートについて.....	7
5. 2 アンケートの分析方法.....	7
5. 3 アンケートの選択項目の集計結果.....	7
5. 4 アンケート結果の分析及び改善提案.....	8
6. 総評.....	12

○住民アンケート設問内容

1. あなたはどの市町の方ですか？

2. あなたの性別を教えてください。

3. あなたの年齢を教えてください。

問1. あなたがお住まいの地域は、PAZ、UPZのどの区分に該当するのか知っていましたか？

問2. あなたがお住まいの地域の原子力災害時の避難計画（バス避難する場合の集合場所・一時滞在場所・避難先自治体等）の内容を理解していますか？

問3. 原子力災害が発生し、あなたの市町に避難指示が出された場合、どのような行動をとりますか？

問4. 災害に備え何日分の食料・飲料等を準備していますか？

問5. 今回の訓練で原子力事故が発生した場合に自分がどのように行動すべきか手順がわかりましたか？

問6. 今回の訓練では、さまざまな広報手段により情報の発信を行いましたが、どのような広報手段であなたに情報が伝わりましたか？また、広報の内容は理解できましたか？

問7. 安定ヨウ素剤の配布を受けた際の説明は理解できましたか？

問8. 避難退域時検査場所での検査の流れは理解できましたか？（職員の対応含む）

問9. 今回の訓練に参加して避難は確実にできると感じましたか？

【自由意見】 今回の訓練、避難等全般に関するご感想、ご意見やご要望があればお聞かせください。

1. 原子力総合防災訓練のアンケート実施概要

- 実施日時：平成30年8月25日（土）、26日（日）
- 実施場所：避難所等
- 対象者：福井県おおい町、高浜町、美浜町、若狭町、小浜市、京都府舞鶴市、宮津市、京丹波町、伊根町、滋賀県高島市の訓練参加住民
- 回答人数：1673名
 ≪内訳≫

おおい町	300名	高浜町	241名	美浜町	193名	若狭町	179名
小浜市	427名	舞鶴市	91名	宮津市	78名	京丹波町	122名
伊根町	28名	高島市	14名				

2. アンケートの目的

原子力総合防災訓練に参加した住民へのアンケートを行い、これらの結果を分析のうえ改善策を検討し、今後の訓練に役立てることを目的として実施した。

3. アンケート回答者の属性

3.1 住まい

回答者の住まいは、「福井県」が80.1%、「京都府」が19.1%、「滋賀県」が0.8%の構成であった。

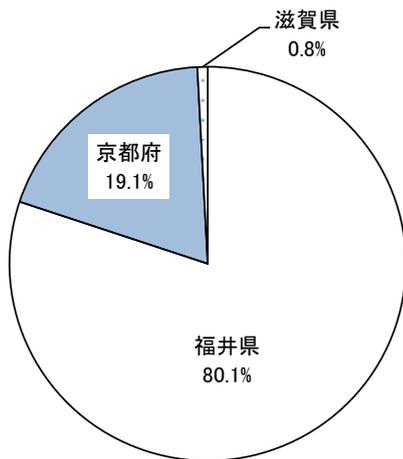


図 3-1-1 回答者の住まい（県別）

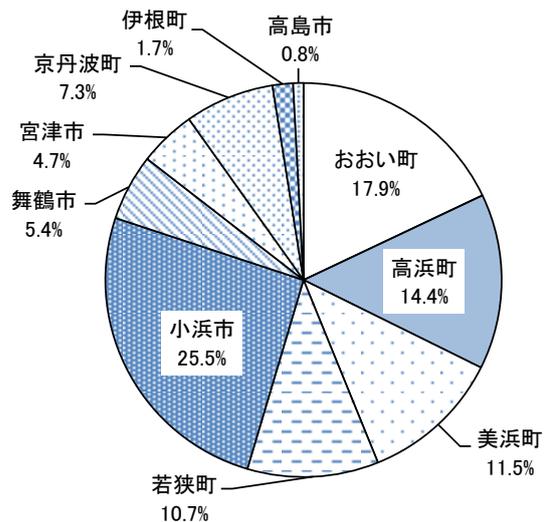


図 3-1-2 回答者の住まい（市町別）

表 3-1-2 回答者の住まい（市町別）

	回答数	割合
おおい町	300	17.9%
高浜町	241	14.4%
美浜町	193	11.5%
若狭町	179	10.7%
小浜市	427	25.5%
舞鶴市	91	5.4%
宮津市	78	4.7%
京丹波町	122	7.3%
伊根町	28	1.7%
高島市	14	0.8%
合計	1673	100.0%

3. 2 性別

回答者の性別は、「男性」が69.4%、「女性」が25.5%であった。

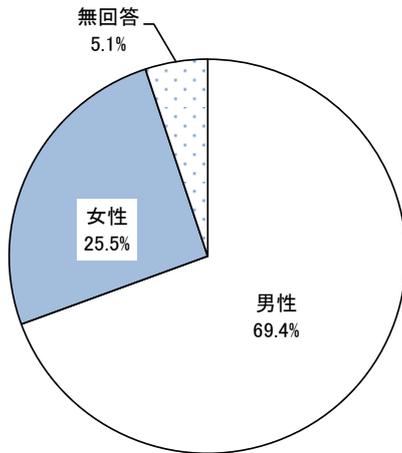


図 3-2 回答者の性別

表 3-2 回答者の性別

	回答数	割合
男性	1161	69.4%
女性	427	25.5%
無回答	85	5.1%
合計	1673	100.0%

3. 3 年齢

回答者の年齢は、「60代以上」が47.3%、「40～50代」が36.4%であり、40代以上が80%以上を占めた。

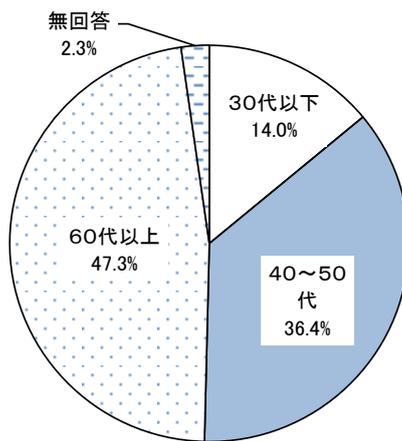


図 3-3-1 回答者の年齢

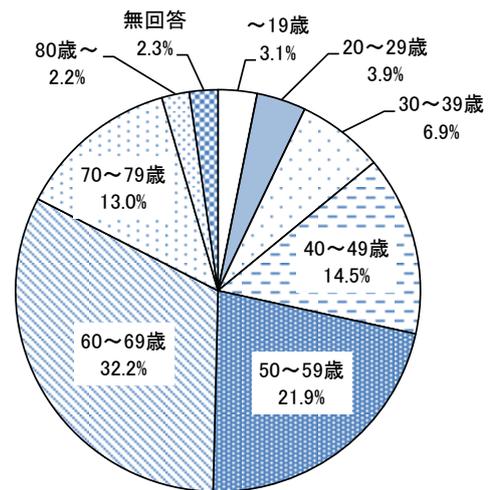


図 3-3-2 回答者の年齢(詳細)

表 3-3-2 回答者の年齢 (詳細)

	回答数	割合
～19歳	52	3.1%
20～29歳	66	3.9%
30～39歳	116	6.9%
40～49歳	242	14.5%
50～59歳	367	21.9%
60～69歳	538	32.2%
70～79歳	217	13.0%
80歳～	37	2.2%
無回答	38	2.3%
合計	1673	100.0%

4. アンケート結果

4. 1 アンケート結果の全体像

アンケートは、①防災に関する一般的な事項、②広報に関する事項、③避難に関する事項について質問し、原子力総合防災訓練に参加した住民1673名から回答をいただいた。

アンケート結果から得た主な内容を以下に示す。

(1) 防災に関する一般的な事項

- ・居住地区のPAZ、UPZの区分を知っていた住民は約6割であった。
- ・避難計画に関しては、「概ね理解している」も含め約6割の住民が理解している。
- ・約5割の住民が「災害に対する備え（食料・飲料等）」をしていない。

(2) 広報に関する事項

- ・住民が情報を得た手段は、「緊急速報メール」「防災行政無線」が多数であった。
- ・広報の内容に関して、「概ね理解できた」も含め約8割を超える住民が理解できたとしている。

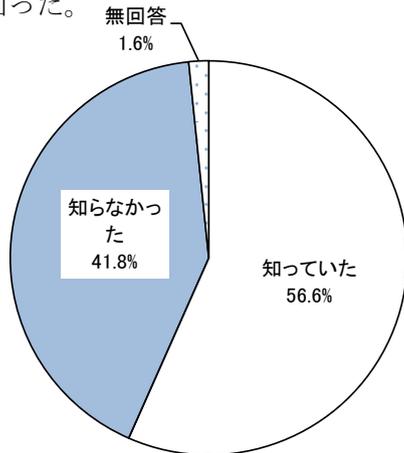
(3) 避難に関する事項

- ・避難の手順に関して、約9割の住民が今回の訓練に参加したことで理解したとしている。
- ・約8割の住民が、「何とか避難できる」も含め実災害時にも避難できると回答している。

4. 2 設問ごとの結果

問1. あなたがお住まいの地域は、PAZ、UPZのどの区分に該当するのか知っていましたか？

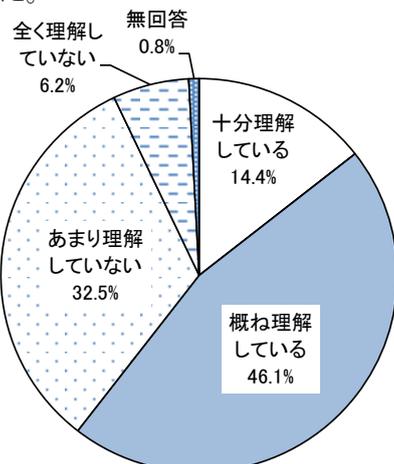
- ・「知っていた」が56.6%、「知らなかった」が41.8%であり、「知っていた」が若干上回った。



	回答数	割合
知っていた	947	56.6%
知らなかった	699	41.8%
無回答	27	1.6%
合計	1673	100.0%

問2. あなたがお住まいの地域の原子力災害時における避難計画（バス避難する場合の集合場所・一時滞在場所・避難先自治体等）の内容を理解していますか？

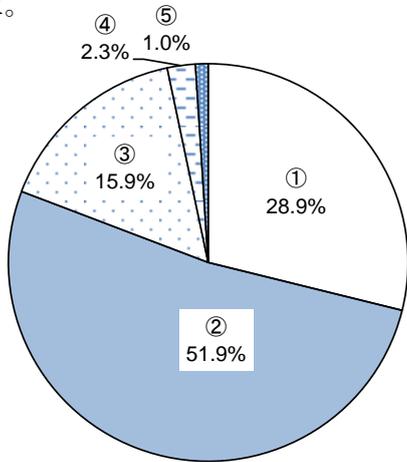
- ・「概ね理解している」が46.1%を占めて最も多く、次いで「あまり理解していない」が32.5%、「十分理解している」が14.4%、「全く理解していない」が6.2%の順であった。



	回答数	割合
十分理解している	241	14.4%
概ね理解している	771	46.1%
あまり理解していない	543	32.5%
全く理解していない	104	6.2%
無回答	14	0.8%
合計	1673	100.0%

問3. 原子力災害が発生し、あなたの市町に避難指示が出された場合、どのような行動をとりますか？

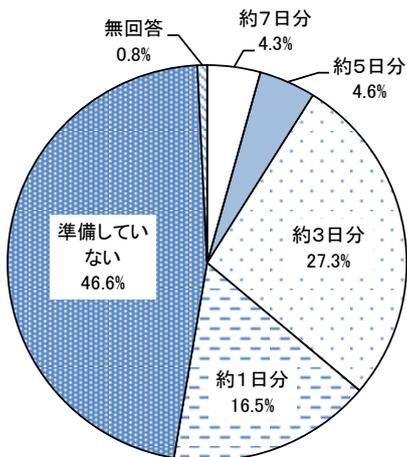
- ・「自家用車等を使用して、役所が指定する避難所まで避難」が51.9%を占めて最も多く、次いで「役所などが用意するバス等で、役所が指定する避難所まで避難」が28.9%、「自家用車等を使用して、親戚・知人宅など避難所以外への場所へ避難」が15.9%の順であった。



	回答数	割合
①役所などが用意するバス等で、役所が指定する避難所まで避難	483	28.9%
②自家用車等を使用して、役所が指定する避難所まで避難	869	51.9%
③自家用車等を使用して、親戚・知人宅など避難所以外の場所へ避難	266	15.9%
④その他	38	2.3%
⑤無回答	17	1.0%
合計	1673	100.0%

問4. 災害に備え何日分の食料・飲料等を準備していますか？

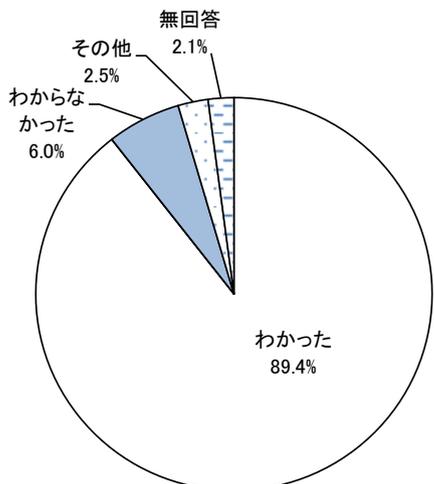
- ・「準備していない」が46.6%を占めて最も多く、次いで「約3日分」が27.3%、「約1日分」が16.5%、「約5日分」が4.6%、「約7日分」が4.3%の順であった。



	回答数	割合
約7日分	72	4.3%
約5日分	77	4.6%
約3日分	456	27.3%
約1日分	276	16.5%
準備していない	779	46.6%
無回答	13	0.8%
合計	1673	100.0%

問5. 今回の訓練で原子力事故が発生した場合に自分がどのように行動すべきか手順がわかりましたか？

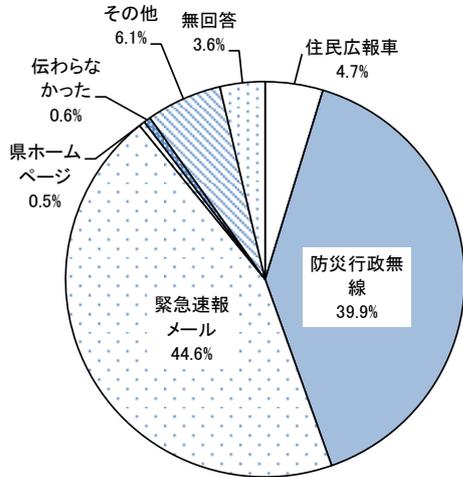
- ・「わかった」が89.4%を占めて最も多く、「わからなかった」が6.0%であった。



	回答数	割合
わかった	1496	89.4%
わからなかった	101	6.0%
その他	41	2.5%
無回答	35	2.1%
合計	1673	100.0%

問6. 今回の訓練では、さまざまな広報手段により情報の発信を行いました。どのような広報手段であなたに情報が伝わりましたか？ (複数回答可)

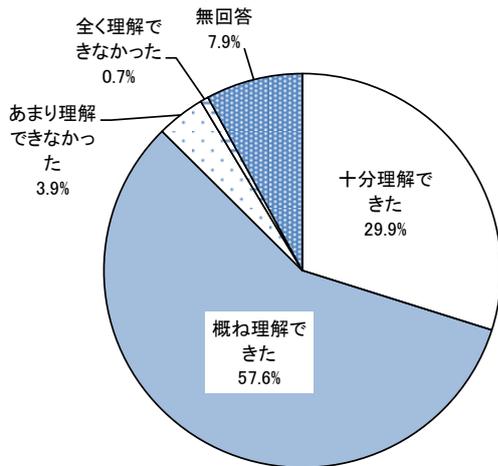
- ・「緊急速報メール」が44.6%を占めて最も多く、次いで「防災行政無線」が39.9%、「その他」が6.1%の順であった。



	回答数	割合
住民広報車	108	4.7%
防災行政無線	922	39.9%
緊急速報メール	1030	44.6%
県ホームページ	11	0.5%
伝わらなかった	13	0.6%
その他	142	6.1%
無回答	84	3.6%
合計	2310	100.0%

また、広報の内容は理解できましたか？

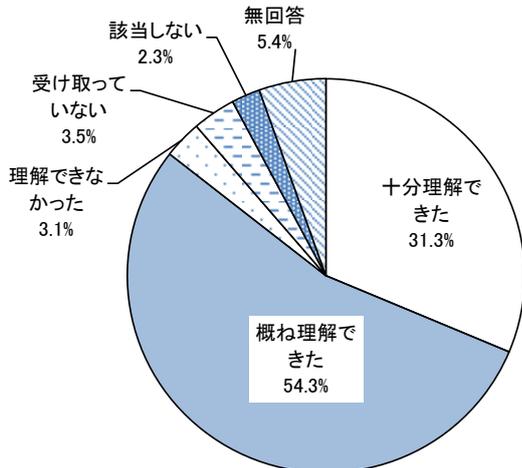
- ・「概ね理解できた」が57.6%を占めて最も多く、次いで「十分理解できた」が29.9%であり、肯定的な意見が約8割を超える結果であった。



	回答数	割合
十分理解できた	500	29.9%
概ね理解できた	964	57.6%
あまり理解できなかった	66	3.9%
全く理解できなかった	11	0.7%
無回答	132	7.9%
合計	1673	100.0%

問7. 安定ヨウ素剤の配布を受けた際の説明は理解できましたか？

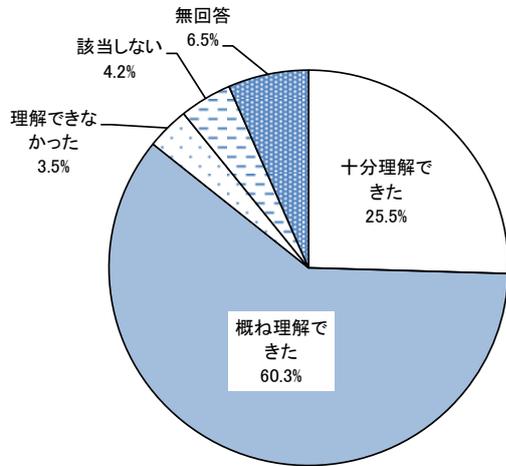
- ・「概ね理解できた」が54.3%を占めて最も多く、次いで「十分理解できた」が31.3%であり、肯定的な意見が約8割を超える結果であった。



	回答数	割合
十分理解できた	524	31.3%
概ね理解できた	908	54.3%
理解できなかった	52	3.1%
受け取っていない	59	3.5%
該当しない	39	2.3%
無回答	91	5.4%
合計	1673	100.0%

問 8. 避難退域時検査場所での検査の流れは理解できましたか？（職員の対応含む）

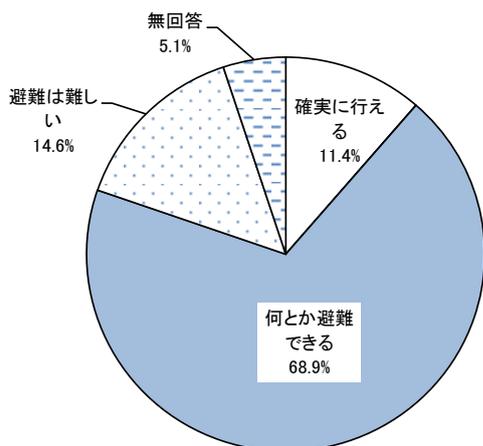
- ・「概ね理解できた」が60.3%を占めて最も多く、次いで「十分理解できた」が25.5%であり、肯定的な意見が約8割を超える結果であった。



	回答数	割合
十分理解できた	426	25.5%
概ね理解できた	1009	60.3%
理解できなかった	58	3.5%
該当しない	71	4.2%
無回答	109	6.5%
合計	1673	100.0%

問 9. 今回の訓練に参加して避難は確実にいけると感じましたか？

- ・「何とか避難できる」が68.9%を占めて最も多く、次いで「避難は難しい」が14.6%、「確実にいえる」が11.4%の順であった。肯定的な意見が約8割を超える結果であった。



	回答数	割合
確実にいえる	190	11.4%
何とか避難できる	1153	68.9%
避難は難しい	245	14.6%
無回答	85	5.1%
合計	1673	100.0%

5. アンケートの分析

5. 1 アンケートについて

アンケートは、項目毎に達成度を選択肢から選択する方式とし、否定的な回答に対してはその理由を記載することとした。アンケートの選択肢は、肯定側に「十分」と「概ね」、否定側に「あまり」と「全く」とした。

また、自由意見記載欄を設け、訓練に対する回答者の意見、感想等を収集した。

5. 2 アンケートの分析方法

(1) 選択式の設問については集計結果をもとに分析した。

アンケート結果を肯定側（「十分」＋「概ね」）、否定側（「あまり」＋「全く」）に分類し、否定的な回答割合が10%を超える項目は、「改善の必要有り」として分析を行った。なお、この数値に統計的根拠はないが、十分に高い目標値であると考えられる。

(2) 自由意見については、意見の内容に基づき分類、集約して分析した。

5. 3 アンケートの選択項目の集計結果

アンケートの選択項目の集計結果をまとめたものを表5に示す。否定的な回答割合が10%以上のものについて、強調表示とした。

表5 アンケート集計結果まとめ

No.	設問	回答割合	
		肯定的	否定的
1	(1) PAZ・UPZ区域 あなたがお住まいの地域は、PAZ、UPZのどの区分に該当する のか知っていましたか？	56.6%	41.8%
2	(2) 避難計画 あなたがお住まいの地域の原子力災害時における避難計画（バス避 難する場合の集合場所・一時滞在場所・避難先自治体等）の内容を 理解していますか？	60.5%	38.7%
3	原子力災害が発生し、あなたの市町に避難指示が出された場合、ど のような行動をとりますか？	—	—
4	災害に備え何日分の食料・飲料等を準備していますか？	—	—
5	今回の訓練で原子力事故が発生した場合に自分がどのように行動す べきか手順がわかりましたか？	89.4%	6.0%
6	今回の訓練では、さまざまな広報手段により情報の発信を行いました が、どのような広報手段であなたに情報が伝わりましたか？（複 数回答可）	—	—
	また、広報の内容は理解できましたか？	87.5%	4.6%
8	安定ヨウ素剤の配布を受けた際の説明は理解できましたか？	85.6%	3.1%
9	避難退域時検査場所での検査の流れは理解できましたか？（職員の 対応含む）	85.8%	3.5%
10	(3) 有事の際の対応 今回の訓練に参加して避難は確実にできると感じましたか？	80.3%	14.6%

5. 4 アンケート結果の分析及び改善提案

5. 4. 1 否定的な回答割合が10%を超える以下の3項目についての分析結果

(1) P A Z ・ U P Z 区域

あなたのお住まいの地域は、P A Z、U P Zのどの区分に該当するのか知っていましたか？

自治体別の肯定的、否定的回答割合を図5-1に示す。

福井県美浜町、若狭町、小浜市、京都府京丹波町、伊根町で否定的回答の割合が約4割を超えており、高い傾向となっている。

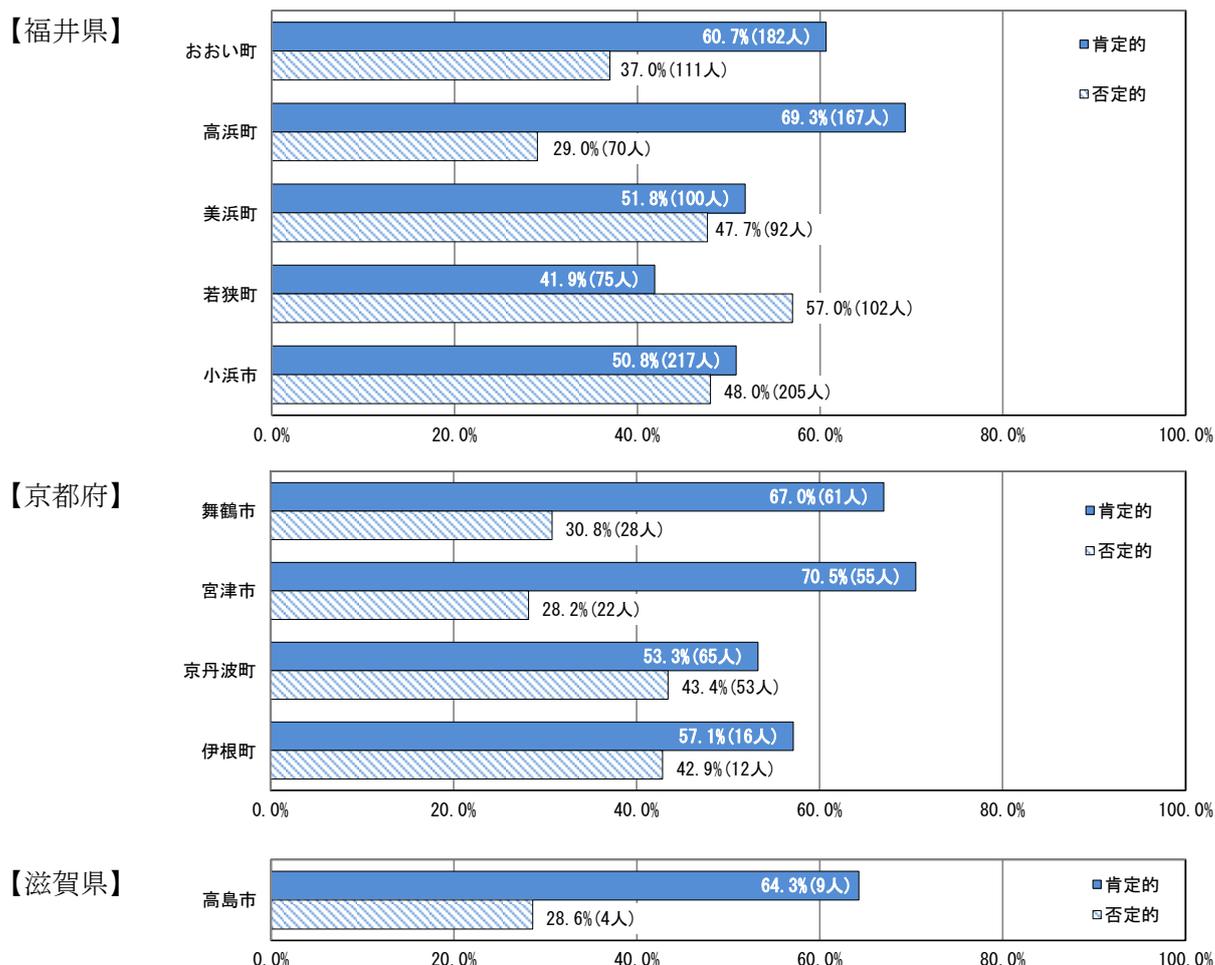


図5-1 自治体別の肯定的、否定的回答割合

本設問については、自由記述がなく分析ができないため、結果のみの記載とする。

上記の結果から考察した課題及び改善策を表5-1に示す。

表5-1 P A Z ・ U P Z 区域に関する課題及び改善策

No.	課題	改善策
1	P A Z ・ U P Z 区域を知らない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動による住民への周知 様々な広報手段（資料配布、HP等）により、広く住民へ周知していくことを推奨する。 ・ 説明会の開催 住民に理解していただくために、市町や地区毎に説明会を実施することを推奨する。

(2) 避難計画

あなたがお住まいの地域の原子力災害時における避難計画（バス避難する場合の集合場所・一時滞在場所・避難先自治体等）の内容を理解していますか？

自治体別の肯定的、否定的回答割合を図5-2に示す。

福井県若狭町、小浜市、京都府宮津市、伊根町で否定的回答の割合が約4割を超えており、高い傾向となっている。

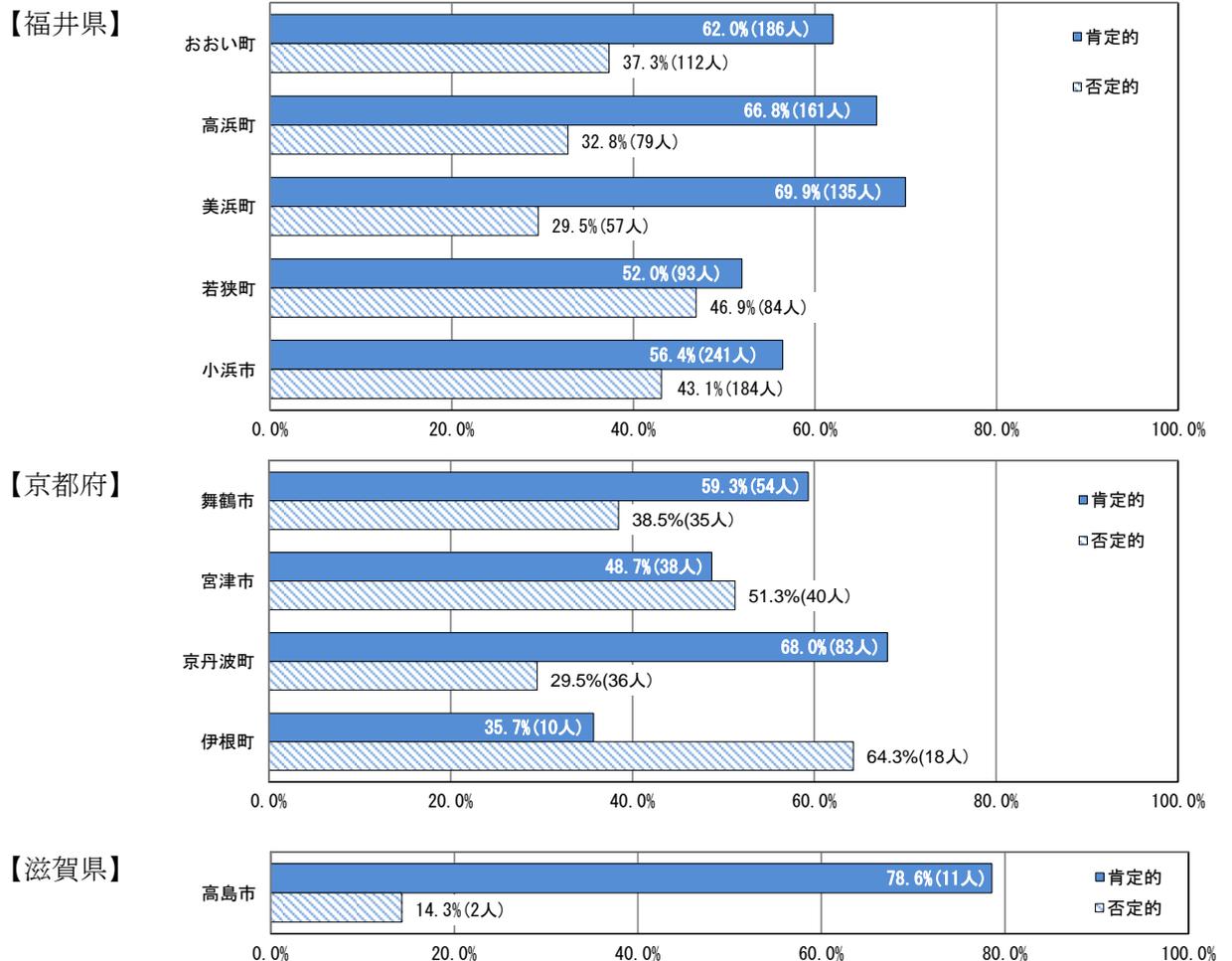


図5-2 自治体別の肯定的、否定的回答割合

本設問については、自由記述がなく分析ができないため、結果のみの記載とする。上記の結果から考察した課題及び改善策を表5-2に示す。

表5-2 避難計画に関する課題及び改善策

No.	課題	改善策
1	各市町の避難計画を知らない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動による住民への周知 様々な広報手段（資料配布、HP等）により、広く住民へ周知していくことを推奨する。 ・ 説明会の開催 住民に理解していただくために、市町や地区毎に説明会を実施することを推奨する。

(3) 有事の際の対応

今回の訓練を体験して避難は確実にできると感じましたか？

自治体別の肯定的、否定的回答割合を図5-3に示す。

全体としても約8割が肯定的な回答をしているところ、福井県若狭町において、否定的回答の割合が2割を超えており、他の市町に比べやや高い傾向となっている。

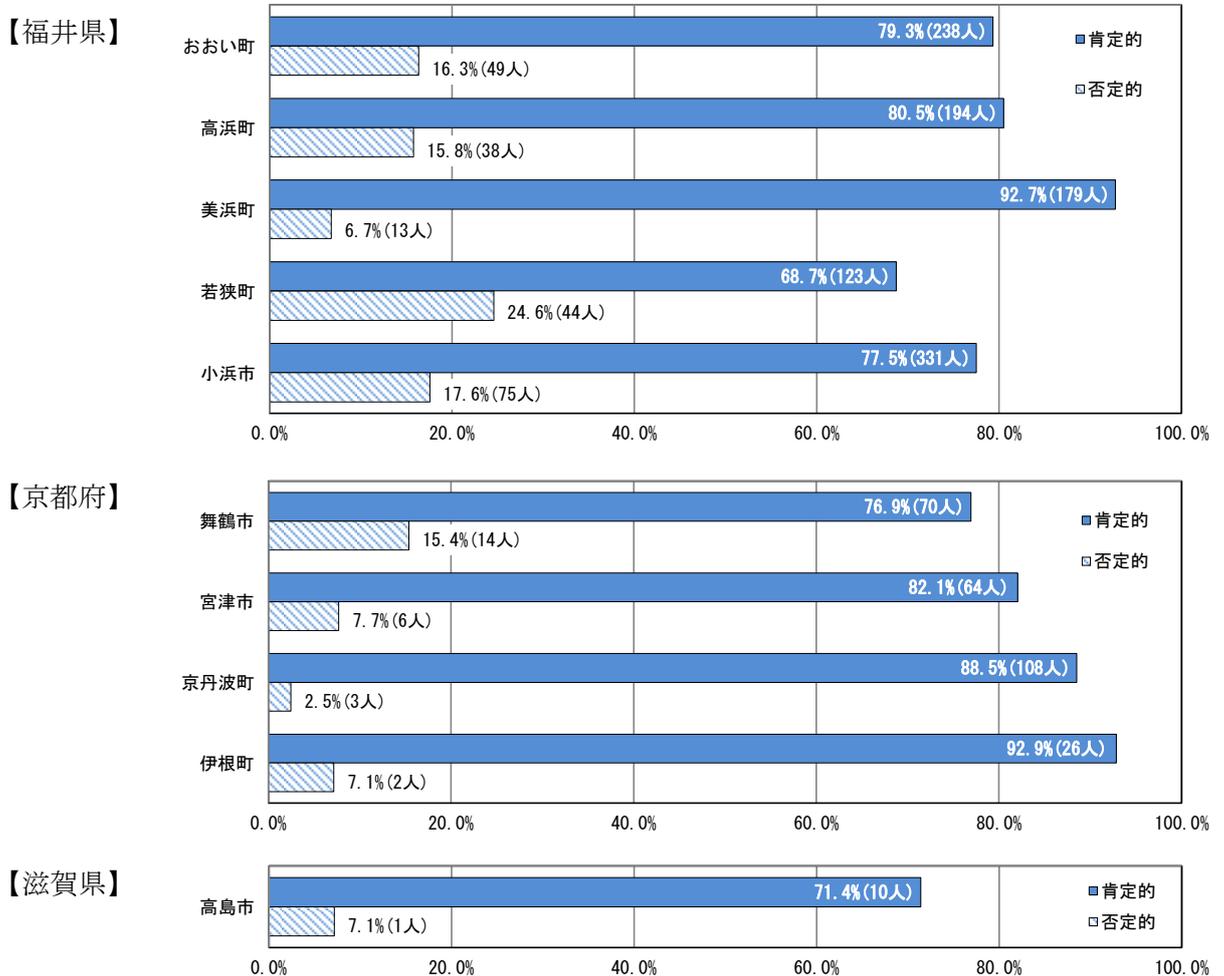


図5-3 自治体別の肯定的、否定的回答割合

否定的意見（「避難は難しい」）の主な理由を以下に示す。

<避難ルート・避難手段>

- ・避難経路が少ない。発電所の前を通る。（高浜町）
- ・今回は事前に準備されていたが、バスが本当に来るのだろうか不安に思う。（高浜町等）
- ・当日バスの手配等は無理だと思う。自家用車にしても、車が殺到し交通渋滞すると思う。（美浜町等）
- ・本当に事故があった際に、全区民を船に乗せて移動できるか疑問。（小浜市）

<要配慮者の避難>

- ・家族内に介護者がいる場合は同行など問題がある。（おおい町）
- ・高齢の母と乳児、幼児がいるので、なかなか避難は難しい。（小浜市）
- ・母一人では耳が悪く、足も悪く、一人での避難は無理。（舞鶴市）

<避難時の行動>

- ・実際に発生した場合、落ち着いて行動できるか不安。（おおい町等）

- ・今回は夏場の避難で、スムーズに移動出来たが、冬場の積雪の多い時は不安。
(美浜町)

〈情報伝達、指示〉

- ・防災行政無線は室内では聞き取りにくいいため、室内放送も合わせて実施すべき。また、一度では理解しにくく聞き逃しもあるため、重ねての広報を実施すべき。(おおい町)
- ・具体的な指示を的確に出してほしい。(京丹波町等)

これらの否定的な意見から考察した課題及び改善策を表5-3に示す。

表5-3 有事の際の対応に関する課題及び改善策

No.	課題	改善策
1	避難ルート・避難手段 要配慮者の避難 避難時の行動 情報伝達・指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な住民広報の実施 住民に理解していただくために、原子力防災に関する定期的な住民広報の実施を推奨する。 ・ 避難訓練の継続実施 有事の際に対応できるように、継続的に避難訓練を実施するとともに、住民への情報伝達訓練を実施し、避難計画及び情報伝達の有効性の検証、住民及び職員の対応力の向上を図ることを推奨する。

5. 4. 2 アンケート結果全体を踏まえた分析及び改善提案

(1) 訓練参加者

①訓練参加者の約5割が60代以上であり、約7割が男性であった。今後は、若年層及び女性が積極的に参加できるような取り組みが必要であると考えられる。

(2) 防災に関する事項

①訓練参加者の約4割が、自身が居住している地域がPAZ又はUPZに区分しているのかを把握していない状況であり、様々な手段による広報活動や定期的な説明会等を通じて、住民の理解を上げていくことが必要と考えられる。

②約6割の住民は、原子力災害時における避難計画を理解していると回答しているものの、約4割の住民は、原子力災害時における避難計画を「全く」又は「あまり」理解していないと回答しており、避難計画に対する関心が低い傾向が見られた。避難計画について、住民に対する継続的な広報活動や説明会を実施することが必要であると考えられる。

③災害への備えとして食料・飲料等を準備している住民と準備していない住民は半々であり、今後、食料・飲料等の備蓄を推奨する取り組みが必要であると考えられる。

(3) 広報に関する事項

①住民への情報伝達手段は「緊急速報メール」または「防災行政無線」と回答する住民が8割を超えた。携帯電話やスマートフォン、タブレット端末が一般的に普及している今日において、こうした携帯端末を活用した避難に関する情報提供もより積極的に実施していく必要があると考えられる。

(4) 避難に関する事項

①原子力事故が発生した場合に自分がどのように行動すべきかについては、約9割の住民が、今回の訓練で手順が理解できたと肯定的に回答しており、訓練に一定の効果があったと考えられる。

②有事の際には避難ができるかについては、今回の訓練を通して、約8割の住民ができると肯定的に回答しており、避難訓練は一定の効果があったと考える。一方で約1割を超える住民が避難は難しいと回答していることから、引き続き避難訓練などをおして課題の改善を図っていく必要があると考える。

③自由意見においても、避難訓練に参加した住民からは「避難先等の場所を確認できた」「避難について真剣に考える必要性を感じた。」「貴重な体験ができた」などの肯定的意見が多数を占めたが、以下のように避難に対する不安の意見もあげられており、住民の意見も踏まえた改善を進めることが重要である。

a. 「実際に発生した場合、落ち着いて行動できるか不安」「要配慮者の避難が不安」との意見があげられており、継続的な訓練を実施し住民の理解や職員の対応能力を向上していく必要があると考えられる。

b. 「避難経路が少ない。発電所の前を通る。」「交通渋滞が心配」との意見があげられており、原子力防災に関する住民向けの広報や説明会等を実施し、避難計画を理解していただく必要があると考えられる。

c. 「冬場の避難が不安」との意見があげられており、季節や天候等、多様な状況を想定した訓練も必要ではないかと考えられる。

6. 総評

住民アンケート結果を分析すると、今回の訓練は、全体的に良好であったと思われる。

しかし、良好な中でも、「避難計画を知らない」、「食料・飲料等の備蓄を行っていない」などの、課題も明確となった。また、避難ルート、避難手段、要配慮者の避難、避難時の行動、情報伝達・指示等、住民から避難に関する不安の意見もみられた。

本訓練で明確となった課題や意見は、緊急時対応や訓練方法の継続的改善を図るための要素であり、5.4で提示した改善提案等を参考に、今後の防災対応等の更なる充実・強化を推奨する。